

# 女性・平和・安全保障に関する 行動計画年次報告書

女性・平和・安全保障に関する行動計画評価委員会

2018年3月



# 女性・平和・安全保障に関する行動計画年次報告書（2016年1月-12月）

## 内容

総論	3
評価委員（執筆担当別）	5
I 参画	6
II 予防	8
III 保護	11
IV 人道・復興支援	13
V モニタリング・評価・見直しの枠組み	16
〈参考資料〉	18
1. 実施状況報告書〈実施期間2016年1月-2016年12月〉案件一覧	18
2. 脆弱国に対する政府開発援助のうちジェンダー・マーカが主または副である案件に対する拠出金額	37
3. 女性・平和・安全保障に関する行動計画 評価委員	39

## 総論

「女性・平和・安全保障に関する行動計画」の V. モニタリング・評価・見直しの枠組みにおいて、モニタリング・評価の意義と狙いは「経年的に改善が見られたかどうかを重視して評価を行う。同時に、指標や目標そのものの妥当性についても評価する。行動計画の実施を通して、男女共同参画の視点に基づく政策・事業の企画・立案・実施の能力が高まるよう、関係機関の体制整備、意識付けを日々点検するとともに、好事例(グッド・プラクティス)を共有・蓄積する。」とされている。評価委員会はそれに基づき、委員会による評価や提言と関係府省庁の案件形成の実情との整合性について、モニタリング作業部会との認識を共有したうえで、今次評価作業の方向性について確認した。

今次評価は日本の「行動計画」策定後の 2016 年 1 月～12 月に実施された案件を対象としている。案件により複数年に亘るもの、年度をまたぐもの、1 年未満の短期のものも含まれる。今次は昨年とは異なり「行動計画」策定後に実施された案件を対象とする最初の評価となるので、昨年との比較を念頭に、評価の方向性、評価基準、作業体制について以下の通り確認した。

- 好事例の選定は、昨年とは異なり柱(報告書では章)間や所管機関間のバランスではなく評価基準によるものとする。
- 評価基準は、①アクティビティ(Activity)とアウトプット(Output)、②アウトカム(Outcome)の二段階とし、選定された案件の評価にこれを明示する。事業の企画・活動・想定される結果のジェンダー・マーカーは昨年同様①ジェンダー・平等／女性・少女のエンパワーメントを主たる目的とする、②ジェンダー・平等／女性・少女のエンパワーメントに有意の貢献をしている、③ジェンダー平等／女性・少女のエンパワーメントにほとんど貢献していない(参照:UN Gender Equality Marker Guidance Note September 2013)とする。
- 第 V 章モニタリング・評価・見直しの枠組みにおいては、他章 I～IV の評価内容のみならず、「行動計画」の枠組みを含めて評価する。
- 評価作業は昨年同様委員の分担制とし、新たに評価報告書案(和文)の委員会確認を行う。

昨年は、モニタリング作業部会により「行動計画」の柱ごとに、目標、具体策別に実施案件の事例が実施状況報告書としてまとめられた。その結果、同じ案件が複数の柱の下に個別に記載され、それぞれの柱で好事例として評価されるという事態が生じた。今回はこのような重複記載を避けるべく留意したが、一部の実施機関からは精査された案件が提出されたものの全体には徹底されず、重複記載の事例が複数の柱の下で評価基準に基づき好事例として選ばれることに繋がった。これは、案件報告の記載の問題というよりも「行動計画」の枠組みにおける情報の整理が複雑で、モニタリング及び評価のツールとしては課題があることに起因するのではないかと考えられる。つまり、枠組みの柱の定義となる大目標の記述に他の柱との差別化を困難にする不明瞭な用語が含まれていることや定義自体に不備がみられること、

また、大目標・目標・具体策間の論理的整合性に課題があることが、その複雑さの原因となっているといえる。

昨年の評価作業では評価基準①アクティビティの報告が多かったが、今年は②アウトカムが示されている、或いは想定されている事例が増えている。ジェンダー・マーカー①②の国際機関による案件を政府が支援していること、女性をターゲットとするだけでなくコミュニティー全体をターゲットとした包括的な取り組み、ジェンダー視点に基づいて展開する貧困対策やインフラ整備によるコミュニティー再建、公共サービス向上による平和構築プロジェクトなどに見られるジェンダー主流化のモデルとなる取組などは、支援対象地域の社会慣習や制度を変化させ、真の女性のエンパワーメントに繋がる可能性を示している。これらの事例は、男性だけでなく女性も主体となる参画が紛争予防や紛争下の女性・少女の保護、人道・復興支援に直結する証明となり、日本の行動計画実施の促進を促す効用をもたらすもので、今後の案件立案のモデルとなることが期待できる。また、日本の直接的支援活動が困難な危険度の高い地域への支援アプローチとして、国際機関と現地へのアクセスと支援が可能な国との協力の下に実施される女性支援プロジェクトは、マルチドナーで取り組む新しいデザインのアプローチとしても注目できる。

他方、多数の案件は活動実績(①アクティビティ)の記述に留まっている。成果が未確認であっても本報告書で取り上げた好事例は、アウトカムまで見据えるための視点や方法についてのヒントを含んでいるので、今後の事業企画の参考となる。

ただし、第 V 章での評価のとおり「行動計画」自体が厳密な評価を可能にする指標を求めている形式となっている。この点については、枠組みの見直しで再検討する必要がある。現段階では、区別可能なアクティビティ・アウトプットのレベルとアウトカムのレベルを対比することにより、政策目標や事業実施の結果変えるもの、変わるものが WPS における女性・少女の優先的ニーズの充足や生活の安全と未来の保障にどの程度・どのように貢献するか、を明示することを目指すべきだといえよう。

## 評価委員(執筆担当別)

### I.参画

目黒依子 上智大学名誉教授  
秋月弘子 亜細亜大学国際関係学部教授

### II.予防

久保田真紀子 独立行政法人国際協力機構(JICA)国際協力専門員  
瀬谷ルミ子 認定 NPO 法人日本紛争予防センター理事長  
JCCP M 株式会社取締役

### III.保護

池田恵子 静岡大学教育学部教授・同防災総合センター兼任教員  
減災と男女共同参画研修推進センター共同代表  
佐藤文香 一橋大学大学院社会学研究科教授

### IV.人道・復興支援

石井宏明 認定 NPO 法人難民支援協会常任理事  
一橋大学国際・公共政策大学院非常勤講師  
石井美恵子 東京医療福祉大学大学院災害医療分野教授  
大崎麻子 関西学院大学総合政策学部客員教授

### V.モニタリング・評価・見直しの枠組み

山谷清志 同志社大学政策学部教授

## I 参画

**大目標: 平和・安全保障分野のジェンダー主流化を実現するため、同分野のあらゆる段階における女性の平等な参画を確保する**

### ●総評

大目標 I「参画」の分野の好事例として挙がってきたのべ 35 事例のうち、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントが主目的である事例は 29 件と多いが、その多く(22 件)が海外での取り組みであり、国内での取り組みは少ない。

のべ 35 事例のうち、目標 1-2「女性に配慮した国連 PKO 等の平和構築活動への協力」(4 事例)、目標 3-3「災害復興・防災支援事業において男女共同参画の視点を取り入れ、女性の意思決定への参加を確保」(4 事例)、目標 4-1「日本人女性が国連等の国際機関や国連ミッション等のポストに就くよう積極的に支援。特に幹部への登用を促進」(4 事例)、目標 4-3「男女共同参画の視点を有する人材の育成」(5 事例)が、取組の多い分野である。

他方で、目標 1-3「女性に配慮した法律及び制度、および、その運用並びに司法アクセスの改善を支援」、目標 2-2「日本が関与する和平関連会議(紛争地域の復興支援会議を含む)に紛争地域の女性代表の参加を確保」、目標 3-2「選挙監視団を含む民主化支援活動への女性の参画を確保」、目標 4-5「和平関連会議(紛争地域の復興支援会議を含む)に参加する日本代表団への女性の参加を高める」の事例が挙がっていない。日本は和平関連会議(紛争地域の復興支援会議を含む)にあまり関与していないように見えるが、女性の参画およびエンパワーメントを目的とした紛争地域の復興支援活動や民主化支援活動、および、ジェンダー平等のための司法制度改革等への積極的な参加が望まれる。

また、各事例の成果については、活動・アウトプットの記述が多く(22 件)、活動の結果としてどのような能力が強化されたかというアウトカムの記述がまだ少ないので(13 件)、実際に女性が参画したことにより、女性のどのような能力が強化されたのか、和平合意や復興の政策策定においてどのような変化が生じてきたのかという視点からの検討が望まれる。

### ●好事例

#### 1. ケニア国際平和支援訓練センター(IPSTC)における平和支援活動へのジェンダー統合事業(外務省による国連女性機関(UN Women)事業、2016 年 4 月~2017 年 3 月)

ケニア国際平和支援訓練センター(IPSTC)において、WPS に関連する調査研究、地域・国・地方レベルでの女性調停者・リーダーの育成を行い、東アフリカの平和支援活動全体のジェンダー主流化を促進した。その結果、女性の参画と能力強化、および、男性の意識改革が見られ、調停者としての女性の役割と女性のリーダーシップの理解が促進した。

また、IPSTC スタッフ(107 名)へのワークショップの実施により、IPSTC ジェンダー・アクション・プランの開発やジェンダー・プログラム、研修、研究等に成果がみられた。

これらの活動により、各事業の計画段階で女性への配慮、女性の参画がなされるだけでなく、PKO 要員のジェンダーに基づく暴力(GBV)への対応スキル訓練が、司令官から部隊要員

にまで広がるなど、活動の拡大・進展がみられる。本事例は、その事業計画のジェンダー統合という目的達成がアウトカム・レベルに至っていると評価できる。

## 2. 防災分野における政策決定過程への女性の参画促進(内閣府、都道府県市町村)

防災・復興における政策策定における女性の参画を拡大するために、地方防災会議の委員に占める女性の割合を 30%にするという具体的な数値目標を立て、2016 年4月現在、都道府県防災会議の委員に占める女性委員の割合は 14.0%(2015 年4月時点から 0.8 ポイント増)、市町村防災会議の委員に占める女性の割合は 8.0%(同 0.3 ポイント増)と、進展が見られる。特に、本評価対象期間における事業において、防災政策決定過程や現場に女性の参画が不可欠であることを前提とした男女共同参画の視点を各都道府県市町村の防災施策に反映するための研修プログラムを作成し、政府 HP に公開とともに、全国的活用促進に向けて、一部自治体での活用を実施した。防災分野におけるジェンダー主流化が全国規模で展開する契機となるものと評価できる。また、過去の災害対応経験に基づいた、男女共同参画の視点からの災害対応の基本的事項に関する英語のパンフレットを作成、配布し、海外にも普及・啓発活動を行っている。日本の経験を海外に伝える好事例であると考えられる。

## 3. 災害リスク削減におけるジェンダーと多様性(独立行政法人国際協力機構(JICA)、国内)

ジェンダーと多様性の視点に立った災害対応能力の強化のために、日本と各国の被災経験や優良な取り組み事例を共有する研修を行っている。各国からの参加者は、事前に防災・ジェンダー・多様性に関するレポートを準備し、日本での研修では、研修内で開催されるセミナーでの日本の参加者との相互学習等の成果を反映したアクションプランを作成。帰国後には当該国の防災・ジェンダー・多様性に関するアクションプランを見直し、それを実施している。日本国内での研修活動が、参加各国と日本の参加者の経験と優良事例の共有を促進するだけでなく、その成果が参加各国において新たなアクションプランとして再構築されるという事業企画である。一方通行の技術移転ではない、化学変化的な革新性を生み出す可能性を期待できる。

## 4. 日・国連開発プログラム(UNDP)・カザフスタン開発援助機関によるアフガニスタン女性支援プロジェクト(外務省による UNDP、カザフスタン開発援助機関支援, 2016 年 8 月~2018 年 7 月)

日本、UNDP、カザフスタン開発援助機関(KAZODA)の三者が協力し、アフガニスタンの女性のエンパワーメント事業を実施し、KAZODA の能力強化を図るとともに、アフガニスタンの女性公務員および医療従事者の能力強化を図った案件である。

本件は、対象となるアフガニスタンの女性の能力強化だけでなく、同国の発展の要となる専門家の育成を支援するためのカザフスタン開発援助機関の組織強化も図るという手法により、将来的な事業の拡大につながられると期待される。また、日本は現在のところ日・UNDP パートナシップ基金からの資金提供のみであるが、JICA による連携も予定されている。

紛争後の平和構築過程において日本の現地支援活動が困難な状況下での女性の参画における能力強化支援のモデルとして、本「参画」領域で評価できる。



## II 予防

大目標:紛争の予防・管理・解決の全てのプロセスと意思決定において、女性の参画と指導的役割を促進すると同時に、男女共同参画の視点を導入し強化する。

### ●総論

予防分野に関連する事例が少なかった昨年に比べ、今年は全体的に事例の数が増えている。特に、早期警戒・早期対応(目標1)や、暴力的過激主義予防・対策(目標3)においてジェンダー主流化を推進する取り組みが増加している。具体的には、女性を対象とする取り組みに留まらず、女性の平和と安全を確保する地域づくりに向けて、ジェンダー視点に立った政策策定や行政能力の向上、地域全体の意識醸成に向けた取り組みを併せて進めてきている事業が増えている。また女性のエンパワーメントに向けても、単一的な取り組みに留まらず、女性の教育や保健、所得向上、インフラ整備などの多面的な取り組みを展開してきている事業もある。さらに、紛争予防や暴力過激主義対策事業の一環として、紛争の要因や影響をジェンダー視点から分析を試みる国際機関の取り組みを支援している事例が出現していることも評価したい。一般に、紛争やテロは、それらが起こる前に予防できたほうが被害もコストも最小限に留まる。しかしながら、紛争予防に向けた効果的な手段や対策の検証はいまだ不十分である。特に、紛争予防に女性が果たす役割や貢献については十分に理解をされてきていない。こうしたなか、女性の識字力の向上や経済状況の改善、保護システムの拡充に向けた取り組みが具体的にどのように紛争予防に貢献するのかについて、因果関係や効果をデータとともに検証することは極めて重要となる。今後、女性が紛争予防に果たしている事例をより多角的に検証するとともに、有効な手法やアプローチに関する知見や教訓を蓄積していくような取り組みへの支援が一層増えていくことが期待される。

他方で、予防分野に挙げられている事例の多くが特定の国連機関(UN Women)もしくはJICAによる取り組み事例である。今後、国内における関係省庁や、他の国際機関、NGOが実施する予防分野の取り組みも強化していく必要がある。また、和平交渉のプロセスや意思決定への女性の参画やリーダーシップの推進を図る取り組みや、国内・国外における草の根の女性団体やNGOが紛争予防に向けた取り組みにより広く参画をしていくための働きかけ(目標6)も一層強化していくことが望まれる。

### ●好事例

#### 1. ネパールにおけるコミュニティ内における調停能力強化プロジェクトフェーズ2 (JICA, ネパール, 2015年7月~2018年7月)

本案件は、紛争影響地域において調停の仕組みを普及していくことで、住民同志の争いを解決し、地域における紛争の拡大を未然に防いでいくこと(早期警戒・早期対応)をめざすものである。事業の実施においては、調停人として女性が一定数選出されるべく方針を策定するとともに、乳幼児を抱える女性でも調停人として研修を受けやすくするような取り組みを併せて実施するなど、ジェンダー視点に立った調停制度の確立と普及に向けた取り組みをすすめてきている。また、地域の女性たちの平和と安全の保障に深く関連するドメスティック・バイ

オレンス(DV)のリスクや現状を十分に踏まえつつ、調停人養成研修の実施に際しては、男性を含む調停人全員の GBV に関わる紛争解決スキルの向上を図ってきている。

これらの取り組みを通じて、女性によるコミュニティ調停制度の利用が増加するとともに、DV を含む GBV の事例に対する調停が促進されるなどの成果が実際に発現している点は高く評価できる。不利な財産分与に甘んじていた女性たちが救済されるなど、女性たちにも正当な財産分与が行われるようになってきているケースもある。さらに、調停人として活躍し、経験と実績を積んだ女性たちの中には、政治の世界に進出する者も現れてきている。これまでに、21 名の女性調停人が副市長や区議会議員など、地方議会の代表に選出され、地域の政治に参画するようになってきていることは特筆すべき点である。本件は、地域の女性たちの現状を踏まえた上で、紛争予防に向けた能力強化を現場で丁寧に行うことで、女性にとっても平和で安全で地域づくりを実現するとともに、女性の社会的地位の向上にも大きく寄与することができることを示す優良事例の一つとして高く評価できる。

## 2. コートジボワール 大アビジャン圏社会的統合促進のためのコミュニティ緊急支援プロジェクト(JICA, コートジボワール, 2013 年 7 月～2016 年 6 月)

本案件はインフラ整備を通じた地域の信頼醸成やコミュニティの再建に向けた支援事業においてどのようにジェンダー主流化をすすめていくべきかを示唆する好事例である。本案件は、大統領選を契機とした社会的・経済的混乱後の対象地域において、学校や保健施設、道路などのインフラ整備を行うことで、住民間の対話や協働を促すとともに、地域住民の生計向上や生活環境の改善を支援するものである。案件の実施においては、女性にとっても平和で安全な地域づくりに向けて、女性たちの社会・経済参画やリーダーシップを推進してきている。インフラ整備事業の実施においては、地元の業者に対して、女性や若者の雇用を義務付けるに留まらず、実質的には未経験の女性や若者たちは雇用されにくい現状を踏まえて、工事着工前に女性たちに対して建設工事にかかるスキル研修等を実施してきている。また、市役所職員や住民たちが地域におけるジェンダー課題を考えるための場を設けるとともに、女性蔑視の傾向がある伝統的部族長たちに対して、平和構築や地域の開発に向けて女性が参画することの重要性への理解と認識を求める働きかけも実施してきている。こうした結果、地域のインフラ整備事業の実施において、労働者の約 2 割が女性によって占められるまでになった地域が出現してきている。大工としてのキャリアと経験が認められた女性がプロジェクト以外の場でも活躍する機会を得るようになったという事例も確認されている。また、地域において女性が果たす社会的・経済的役割に関する理解も進み、伝統部族長を含む地域の男性たちが、地域におけるさまざまな会議に積極的に女性を招集するようになったという成果も確認されている。インフラ整備を通じた平和構築支援事業の多くでは男性中心の支援が展開されることが多いなか、本案件は、地域の女性たちの前に立ちはだかる障壁を丁寧に取り除く取り組みをすすめることで、女性たちの社会・経済参画を実質的に進めることができることを示す優良事例の一つであると評価できる。

## 3. ダルフール 3 州における公共サービスの向上を通じた平和構築プロジェクト(JICA, スーダン, 2015 年 3 月～2019 年 3 月)

本案件は、保健、給水、職業訓練に関する州政府の行政能力の向上を通じて、1)紛争の影響を受けている住民の生活改善を支援するとともに、2)住民の行政への信頼醸成を図るものである。案件の実施においては、支援の初期からジェンダー主流化をプロジェクトの実施戦略の一つとして掲げ、現地の人材を活用して地域の女性をとりまく現状や課題を把握するとともに、住民や行政官に対してもジェンダー研修を実施してきている。また、紛争で家族や資産を失った女性たちを対象に職業訓練や起業支援を実施してきているが、これらの支援を受けた女性たちの8割が研修直後に実際に起業を行うなど、地域の女性たちの経済的なエンパワーメントに大きな成果も発現しつつある。また、地域の女性たちをヘルスプロモーターとして育成する取り組みや、給水委員会への女性の参加を確保する取り組みによって、地域の女性たちが自尊感情を高めつつ、積極的に社会参加を果たしてきている。こうしたなか、地域全体の健康課題や女性や女兒に対する暴力被害の現状にかかる男性や地域住民の理解や意識も向上し、女性・女兒にとっても安全な地域づくりに向けた取り組みが進められてきている点も高く評価できる。さらに、本案件においては、プロジェクトの活動をジェンダーの視点からモニタリング・監督し、その知見・教訓を政策レベルに反映させていくために、現地の女性や有識者を組織化して、「女性と平和委員会」を立ち上げている点が特筆に値する。プロジェクト活動と連携させる形でこうした「女性と平和」に関する現地ネットワークを立ち上げ、その活動を支援している本件は、国連安保理決議1325号に基づき、同国における平和構築の取り組みへの女性の参画の推進を大きく後押しする取り組みとして高く評価できる。

#### 4. コートジボワール北部における、エンパワーメント、地域の対話と教育を通して女性と女兒のテロリズムへの脆弱性防止のための事業(外務省によるUN Women事業、コートジボワール、2016年4月～2017年3月)

本案件は、女性の経済的自立の促進や地域における教育や啓発活動の実施、医療的保護システムの整備などを通じて紛争やテロの被害拡大を防ぐことを目的としている。特に辺境地域における少数派の女性や女兒の教育や雇用、所得向上に向けた取り組みや地域における啓発を行うことで、女性たちの暴力過激主義への参加を防止するとともに、暴力被害に対する脆弱性を軽減することを目的としている。本件は開始されてまだ一年目であり、活動により実際に裨益者にどのような変化が生じたかの成果については十分に検証しきれていない。他方、支援に際しては、女性たちに対して起業やビジネスに関する研修や職業訓練を実施するのみならず、ビジネスセンターの整備など女性を取り巻く環境改善や、女性の所得向上に向けた取り組みを包括的に実施してきていることは、実質的な成果の発現に向けて効果的な取り組みであると評価できる。また、ロールモデルとなる女性を特定し、彼女たちと連携しながら現地女性たちの経済的エンパワーメントを推進するアプローチをすすめている点も、単なる収入向上に留まらない女性たちの総合的なエンパワーメントに資する効果的な取り組みである。また、女性特有の健康被害や医療ニーズに対応するためのヘルスシステムの構築や、コミュニティへの啓発活動も進められているが、これにより、紛争やテロによる女性や女兒の被害者に対する対策強化が現場で着実に進められることも期待できる。断絶が生じがちなコミュニティと行政・軍関係者等の対話が進められている点についても、女性の権利や安全に関する課題について関係者の理解が促進されるほか、政策レベルの取り組みにこれらの課題が反映される効果があり、高く評価できる。

### Ⅲ 保護

大目標:紛争下,紛争後,また,大規模災害といった人道上の危機的状況下において,女性・女兒を含む多様な受益者が,性別に基づく暴力等の人権侵害にさらされないようにする。

#### ●総評

人道上の危機的状況下における性別に基づく暴力の被害者に対する包括的支援(目標1)、性別に基づく暴力等のリスク低減・予防(目標2)、難民・国内避難民の保護における男女共同参画の視点の反映と性別に基づく暴力の防止(目標3)に関しては、昨年度と比較して成果を上げる事例が増えた。女性のニーズの把握や、性暴力のサバイバー女性のエンパワーメントのみならず、人道支援メカニズム全体のジェンダー主流化に取り組む事例が見られる。また、地域の女性やジェンダー関連団体の参画を増進したり、準軍事組織や在地の指導者などコミュニティ成員を暴力防止・対応のエージェントと位置づけて能力強化を行う事例もある。これらのアプローチは、性別に基づく暴力のリスクを将来にわたり持続的に低減する効果を持ち、高く評価できる。今後はこのような持続的発展性を意識した取組が増えることが期待される。

一方、対象を女性もしくは性暴力のサバイバーに明確に絞らずに、難民・国内避難民やホスト・コミュニティ全体を対象にした事例においては、どのような成果を上げているのか明確ではない事例も散見された。事業サイクルに女性のエンパワーメントや性別に基づく暴力リスク予防が組み込まれていくよう、事業実施に関するガイドラインや業務指示書に必須項目として明記するなど、組織の体制と制度を整備していく必要がある。また、活動の報告はなされているが、その成果が不明瞭な事例も多く見られた。とりわけ、派遣要員への行動規範や性暴力への対応に関する研修等においては、研修実績のみならず、行動規範に即した処罰や性暴力への対応を行った件数等を把握し、成果を客観的に測れるような指標を当初から設定しておく必要がある。

派遣要員等による暴力防止、加害者の適切な捜査・処罰(目標4)は、該当する事例を抽出できていない具体策が大半を占めており、報告制度、行動規範の徹底、加害があった場合の訴追・処罰や人事評価への反映等、取組の強化が求められる。また、日本国内の難民保護に関しては、女性の難民認定申請者に対し、単に女性の職員や難民調査官を充当するにとどまらず、人権研修の徹底と、必要な場合には(ソーシャルワーカーや医療者等)専門性を備えた外部支援者との連携による包括的な保護制度の確立を期待する。

#### ●好事例

##### 1. 危機対応下の女性のリーダーシップ,エンパワーメント,アクセス・保護支援(イラク・ヨルダン)(外務省によるUN Women事業、イラク・ヨルダン,2016年4月~2017年3月)

本事例は、複数の危機と人道的緊急事態の中で、紛争にかかわる難民が大規模に発生しているアラブ諸国地域において、追放された女性の生計や保護の需要に対処し、平和構築の意思決定に女性の声と参加を増大させるために以下の取組を実施した。1)人道・危機対応計画や平和構築の取組等に対するジェンダー視点の導入、2)仮設シェルター等女性保護

のための社会的空間の設置による保護の増進、3)女性たちに対するスキルの提供および支援活動を行うサービス提供者の能力向上。

危機対応下にある女性を脆弱な存在として保護するだけでなく、エンパワーメントとリーダーシップの養成を目指した取組である。ジェンダー視点の導入の際には、地元の女性やジェンダー関連団体の能力向上をはかりつつ、政治プロセス・調停プロセスにおける参画を増進した点が、事業の持続的発展という観点からも評価される。また、女性や女児の保護メカニズムへのアクセス増進とともに、労働による能力・スキルの向上をはかり、新たな収入源と雇用機会を創出した点は、女性・女児の経済的・社会的エンパワーメント支援の点で評価に値する。

## 2. ボコ・ハラムのテロ攻撃による国内避難民女性・女児サバイバーに対する緊急人道支援(外務省による UN Women 事業,ナイジェリア、2016 年 4 月～2017 年 3 月)

本事例は、ボコ・ハラムの攻撃によって発生した国内避難民の女性・女児およびジェンダーに基づく暴力のサバイバー少女への支援強化のため以下の取組を実施した。1)7カ所に複数の紹介経路を備えた「性暴力サバイバーのためのワンストップセンター」を設置し、サバイバーの当事者グループを活性化。2)ボコ・ハラムから救出された女性・女児とその家族への心理社会的支援として現地政府と連携してリハビリおよび再統合サービスを実施。3)現地の人道支援システムを構成する諸団体に、ジェンダー視点、女性のエンパワーメント、団体相互の情報共有・調整能力の強化。

当事者のエンパワーメントのみならず、彼女らを再び受け入れるコミュニティと人道支援機関の能力強化を広く視野に入れた取組である。人道支援システムのジェンダー配慮面の能力強化と情報共有・連携の改善に取り組んだことは、将来にわたってジェンダーに基づく暴力のリスクを低減する取組として高く評価できる。準軍事組織の職員や伝統的な指導者などコミュニティ成員が性暴力サバイバーに対して時機を捉えた対応を行う仕組みをつくり、実際に成果を上げていることも評価に値する。

## 3. アフガニスタン女性警察官支援(ジェンダー)(JICA, アフガニスタン, 2015 年 10 月～2017 年 12 月)

本事例は、アフガニスタン政府が、適切な犯罪捜査や訴追、被害者保護に向けた能力向上をはかり、女性の人権と安全保障に向けた取組みを強化する中で、特に、警察官の能力強化への取組みを支援する事業として以下の取組を行った。JICA は UNDP アフガニスタンおよびアフガニスタン内務省と連携し、シワス警察研修所で研修を受講中の新人及び現役女性警察官約 250 名を対象としたワークショップを実施。日本国内においてジェンダーに基づく暴力の被害者支援の実績をもち、多くの知見と経験を有する専門家を派遣し、日本における性暴力や DV 被害者の保護・予防に向けた実践的な経験や取組の事例を共有した。

研修の参加者がジェンダーに基づく暴力課題を認識し、被害者の保護と加害者処罰に向けて必要な取組みについて理解を深めることを目的とした取組である。ワークショップは、単なる座学ではなく、参加型の議論や演習、ロールプレイやグループワーク等を取り入れるなど工夫が見られる。参加者の中には自身が暴力被害者である者も散見されたというが、女

性たちの自己肯定力を高めるようなアサーティブ研修となった点が女性のエンパワーメントという観点から評価される。また、本事業をふまえ、新たに本邦においても中堅女性警察官を対象とした研修事業を開始することになったことも、事業の発展性という点から評価に値する。

## IV 人道・復興支援

**大目標:女性・女兒等の固有の状況・ニーズが反映され、女性のエンパワーメントが促進され、また、女性の参画が確保された形で人道・復興支援が実施される。**

### ●総評

人道・復興支援においては、国際機関(UN Women、国連人口基金(UNFPA)、世界食糧プログラム(WFP)、国連工業開発機構(UNIDO))、JICA、研究機関/NGO、国内の関係省庁の取組が報告された。件数としては、国際機関とJICAが大多数を占めている。

目標1の【緊急人道支援】では、初動調査、計画立案、ジェンダーに基づく暴力の防止・対策・保護において、UN Womenの案件が複数報告されている。ナイジェリア、コンゴ民主共和国、イラク、ヨルダン、ジブチ等、紛争と暴力的過激主義の影響を受けている地域では国際機関の機動力を活かした取組が行われている。初動調査・計画の内容を検討し、紛争地域の女性・少女の現状について、日本における周知・啓発活動や日本による支援計画にも活用していただきたい。

目標2【移行期】、目標3【復興期】、目標4【重点課題】においては、JICAによる取組が多数報告されていることを歓迎する。特に、JICAの取組では、ジェンダー視点からの調査や計画策定を行い、インフラ(コミュニティインフラ、防災インフラ)や疾病(結核、呼吸器疾患等)や司法制度改革など、一見、「ジェンダーに中立的」に見える領域においても、女性・少女の状況・ニーズを洗い出し、取組に反映させていくような事例が多く報告されていることは高く評価できる。そのような、ジェンダー視点を主流化した支援手法・アプローチが日本国内の開発支援コミュニティにおいて広く共有されることが期待される。【復興期】は、国・地域の制度及び社会の基盤を創るフェーズであり、持続的な平和構築・公正な社会づくりを実現するためには、ジェンダー平等と女性・少女のエンパワーメントを主眼に置いた支援が必要不可欠だからである。

一方、今後、さらに期待したいのは、「国内周知」(目標1具体策3)、「モニタリング」(目標3具体策3)、「男性の関与」(目標3具体策4)、「(人道復興支援に関係する)各組織のジェンダーバランスの確保とジェンダー主流化等」(目標5)における取組の強化・加速化と、国内の関係省庁とNGOや研究機関等の市民社会組織による取組の増加である。

本評価事業および報告書をより有効に活用し、WPSに関する国際的な動向、日本の行動計画・取組実績、効果的な支援アプローチを日本国内(関係省庁、政策決定者、メディア、一般市民等)に周知されたい。

## ● 好事例

### 1. 「ジェンダー情報整備調査」事業 (JICA, コンゴ民主共和国, 2016 年 10 月～2017 年 3 月)

コンゴ民主共和国は、10 年以上続いた紛争下において多くの女性が経済的に困窮するとともに、性暴力を含む暴力被害を受けてきている。また、いまだに紛争が続いている東部地域では、10～30 歳の女性の 3 分の 2 が性暴力の被害者であるとも言われる (JICA 同調査報告書説明)。こうした中で、復興支援、開発支援を並行して実施する必要性、とりわけジェンダー平等と女性のエンパワーメントを推進する取り組みの重要性ははかりしれない。

まずはこのような状況にある同国において、本調査事業が女性が置かれている状況、あらゆる分野横断的に、女性をとりまく現状や課題、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの推進に向けた政府の取り組みを調査するとともに、さらには JICA ばかりでなく、他援助機関の支援の動向をレビューし、改善に向けた提言をとりまとめていることは、今後、調査の結果を十分に活用しつつ、女性や女児の参画の推進やエンパワーメントに向けた事業が実施されるとともに、それらのアウトカム (ポジティブな影響、ネガティブな影響含む) をモニタリングしていくことが望まれる。

もちろん、まだ治安状況が許さず、計画はできても実施が難しい地域もあろうと推察するが、国際機関に限らず国内外の NGO も含め多くの援助機関が関わっている同国のような事業地において、そうした支援のマッピングを進めていくことで、うまく支援の調整ができ、さらには目標を共有できることは、非常に有意義であろうと思われる。

報告書に記載がない部分で言えば、とくに政府の目がなかなか届かないであろう紛争後や紛争下の地域において、よりターゲットになっている女性・女児等に対して、調査の対象としてのみならず、事業計画立案時、また事業実施時に、多くのコミットメントの機会がつくられるよう、少なくとも JICA の事業においては進めていっていただきたい。また、この調査が明らかにした状況に対して、どのような事業が実施されたのか、またそのアウトカムを (ポジティブな影響も、ネガティブな影響も、JICA のコミットメントにかかわらず) モニターしていかれることを望みたい。

### 2. 国際緊急援助隊・医療チームによる【登録】作業 (JICA)

緊急支援における受益者の登録作業において、女性・女児を中心とした脆弱性の高い受益者の多様なニーズの特定と記録。

医療は、プライベートな事情にアクセスしやすい領域である。災害時の緊急支援において、メンタルヘルスと同様にジェンダーに特化した相談センター等の設置より医療という普遍的な支援活動でのスクリーニング活動が効果・効率的であると思われる。しかし、これまで災害時の医療支援活動ではジェンダーへの配慮は必ずしも優先事項ではなかった。

そのような背景の中、JICA 主導のもと、WHO のワーキンググループで策定に取り組んだ災害医療情報の標準化手法「Minimum Data Set: MDS」が 2017 年 2 月に採択された。MDS は、被災地で活動する医療チームが患者のカルテから抽出し、日報として被災国保健省へ報告すべき 46 の必須項目で、その中に性別、妊娠の有無、性的・ジェンダーに基づく暴力の被

害状況についての項目も含まれた。このことは、医療支援者のジェンダー配慮への意識を高めジェンダー問題の顕在化につながるものと期待できる。さらにデータ集約による他のクラスターとの情報共有の促進、さらには迅速な対応を可能にするものと思われる。

### 3. 「北部ウガンダ生計向上支援プロジェクト」(JICA, ウガンダ, 2015年12月～2020年11月)

ウガンダ北部地域は、内戦終結後の貧困率が60%と高く、南北格差の拡大も懸念される。包摂的な地域経済と格差の軽減は、平和を定着させるための必須条件である。本案件は、農業適地を有する当該地域の比較優位に注目し、住民の農業技術の向上によって農業生産性を高め、住民の生計と生活の質を改善することを主な目的としている。

本案件は、復興期の包括的な貧困削減・農業セクター開発プロジェクトに「どのようにジェンダー視点を主流化すべきか」を具体的に示す好事例である。活動初期に聞き取り調査を行い、当該地域のジェンダー役割分担・意思決定の行い方(家庭内・コミュニティ・農作業)や生産資源へのアクセスとコントロールの現状を聞き取り、ジェンダー分析を行うことでジェンダー課題を抽出し、その結果を事業の具体的な活動に反映させている。その際に、ジェンダー専門家と農業省の行政官が協働している点もジェンダー主流化(特に啓発・能力構築)の観点から高く評価できる。

調査の結果を踏まえて実施したこととして、対象農家グループの選定基準に女性比率を含めたこと、グループ内の意思決定に女性の意見が反映されるようにしたこと、市場調査やビジネスフォーラムに女性が参加できるようにして、経済活動や市場の動向に関する情報や人脈にアクセスできるようにしたこと、非識字の女性でも理解できるような研修ツールを作成したこと、夫婦を対象とした家計管理研修を行ったことなどである。また、農民グループのアクション・プランに元少年兵、障がい者、チャイルドマザーなどの社会的弱者に配慮した活動を含めるよう促しているのも包摂的な復興の実現という観点からは、特筆すべき点である。

1325号が掲げる、女性の完全な参加と保護(特別なニーズへの対応)を生活及び地域経済の再建と農業セクターの開発を目的としたプロジェクトの中で実行している具体的事例である。

### 4. 「司法アドバイザー」(JICA, コートジボワール, 2014年12月～2017年4月)

コートジボワールでは、内戦中に反政府勢力の拠点となった地域の司法機関が弱体化し、不処罰の蔓延により、司法に対する国民の信頼が失われた。したがって、司法セクターの再建・改革は喫緊の課題であり、そのプロセスにおけるジェンダー主流化は、女性の人権とエンパワーメントの推進のための基盤づくりの必須条件である。JICAは、刑事司法人材の能力向上と国民の司法サービスへのアクセスの向上を目的として、仏語圏アフリカ司法人材の育成や司法アクセスの改善に向けた制度構築等の支援実績がある女性の弁護士を専門家として派遣した。計画段階から女性NGOや草の根の女性たちの声を集め、女性法律家・司法関係者との協働を通じて、女性特有のニーズとジェンダー視点を事業に反映させている点が高く評価できる。具体的には、市民のためのコールセンター設置支援にあたり、計画段階から女性法律家や女性たちとの対話・聞き取りを重ね、提供する情報の問答集の素案の作成・検討に女性司法関係者が関与することで、家族法、労働法、土地法、刑法(特にレイプやセクシャ



ルハラスメント等の暴力)など、「女性のニーズが高く、ジェンダー視点を必要とする領域」を網羅している。電話オペレーターの男女への研修を女性法律家協会が担うなど、運用面でもジェンダー主流化を進めている。また、啓発用のパンフレット制作に関しても、現地のジェンダー規範・意識に配慮しながら、女性が手に取りやすく、理解しやすいコンテンツづくりや配布方法を検討・実行している。司法セクター改革におけるジェンダー主流化は、WPS の実現において、必要不可欠な取組の一つである。本案件を通じて得られた経験・知見を整理・共有・周知されていくことが望まれる。また、この領域において、さらなる活動実績を重ね、知見・手法・司法セクターの女性団体・女性専門家とのネットワークを蓄積していくことも望まれる。

## V モニタリング・評価・見直しの枠組み

**大目標：行動計画のモニタリング・評価・見直しを適切なタイミングで効果的に実施するための枠組みを構築し、行動計画を定期的に改定する。**

### ●総評

全体として、いまだにアウトプットや活動に関する報告のレベルである。アウトカムが発現までは時間を要するからである。

他章の評価内容 I 参画、II 予防、III 保護、IV 人道・復興支援に共通して言えることは「実施」「開催」「参加促進」「促進」などの言葉を使った活動概要の報告になっている点である。理由は、現時点でもまだ行動計画が実施途中だからである。

なお、一般論であるが、もし評価を厳格に行うのであれば、事前に評価を前提とするフレームワーク(評価対象、評価において使用するデータの収集方法、データの性格、データの分析手法、評価報告の読者)を決定しておく必要がある。その意味で、この行動計画に付属している「日本が実施する具体的な施策」の各具体策に「指標」が指示されているのでこの必要条件は満たされており、読者にとって分かりやすい。

ただ、Vのモニタリング・評価・見直しの枠組みの他の章と違って「具体策」に指標がないので、Vの役割は他章 I～IVのチェックと評価になる。もちろんそれは I～IVにおいてアウトカム、アウトプットの数字が提示されている場合にのみ可能である。

### ●個別指摘

#### 1. 総括

I～IVを分担した各評価委員の指摘で共通しているのは、以下の文言が多い点である。すなわち、予定に対する期待、評価に値する、評価される、成果を上げた、工夫が見られるといった指摘であり、これはグッドプラクティスに対する好評価に相当する。

他方で以下のような評価委員の記述がある。国内での取り組みは少ない、活動・アウトプットの記述が多く(中略)どのような変化が総じて来たのかという視点からの検討が望まれる、

進捗が遅いと言わざるを得ない、といった辛口の記述である。行動計画に関わる事業担当者はこの「辛口評価」に留意すべきであり、今後の行動計画の改定時、見直し時に参考になる。

## 2. Vの評価担当者としての所感

- 全体を通して、「実施状況」欄の記述の半数近くが実施状況報告である。これは行動計画の4.(4)「本行動計画の実施を測定するため、実施状況をフォローアップするために参考となる指標を可能な限り導入する。(中略)本行動計画策定後、これらの参考指標も踏まえ、実施状況のモニタリングを専門家(市民社会及びNGOの代表を含む)も参画する枠組みの下で随時行うとともに、実施状況報告書を毎年作成する」(下線は引用者)ことになっているからである。
- もちろん<指標>を意識した記述も多く、この場合にはモニター、すなわち測定は容易である。
- その好事例は、2016年ジェンダー平等及び女性のエンパワーメントに関するプロジェクトへの拠出目標を達成(20%)。統幕学校(国際平和協力センターを含む。)、陸上自衛隊(高等工科学校、施設学校、国際活動教育隊)、防衛大学校及び防衛医科大学校が実施する教育課程において、男女共同参画社会、性的搾取・虐待(SEA)、性別に基づく暴力等について教育を実施(2016年実績:1827名)、内閣府国際平和協力本部事務局が実施する南スーダン派遣施設隊等の派遣前研修に要員を参加させ、性的搾取・虐待(SEA)、行動と規律、女性の保護等について教育を実施(2016年実績:1076名)等である。
- 別の好事例の指摘もある。「参画」における「ケニア国際平和支援訓練センター(IPSTC)における平和支援活動へのジェンダー統合事業」、「防災分野における政策決定過程への女性の参画促進」である。これらの指摘は次年度以降の参考になる。
- 他方「保護」における「ボコ・ハラムのテロ攻撃による国内避難民女性・女児サイバーへ対する緊急人道支援」の記述も、活動の評価とそのフィードバックとして有益な情報である。

## 3. 評価一般の視点からの提言

- 一般に、モニターではなく評価と言う場合には、アウトプット指標や活動指標ではなく、アウトカムの確認とその分析が必要になるが、このアウトカムを提示できるかどうかはいささか疑問である。理由は、この行動計画そのものの時間が短いことがまず考えられる。また、この種の文書によく見られる「～を行った」「促進した」「～と考えられる」「開催した」「ところである」といった事実関係の記述を好む実務担当者が多いからである。
- そこで実施状況の記述欄にもう一工夫必要かも知れない。すなわち、すべての実施状況説明欄に共通の枠を設けることである。ここに記入するのは①ねらいとする成果<達成したい目標>、②目標達成に貢献すると思われる活動結果欄(回数・人数・箇所数のアウトプット)、③実際のアウトプット、④もし期待したアウトプットと実際のアウトプットに乖離があるならばその理由、⑤予算の執行状況・執行残額等である。

## 〈参考資料〉

### 1. 実施状況報告書〈実施期間 2016 年 1 月－2016 年 12 月〉案件 一覽

#### I. 参画

大目標: 平和・安全保障分野のジェンダー主流化を実現するため、同分野のあらゆる段階における女性の平等な参画を確保する。	
目標 1: 紛争予防・再発防止に関わる意思決定に女性が積極的な役割を果たすとともに、女性に対する配慮が反映されるようになる。	
具体策 1 紛争予防・再発防止に関連する事業の計画・モニタリング・評価の各段階で女性に配慮するとともに、女性・女児等の参画を確保	○ケニア国際平和支援訓練センター(IPSTC)における平和支援活動へのジェンダー統合事業(2016 年 1 月－12 月、外務省/国連女性機関(UN Women))
	○JICA 調査研究「平和構築における女性の参画とリーダーシップの推進」(フィリピン(ミンダナオ)、アフガニスタン、2015 年 4 月－2016 年 12 月、JICA)
具体策 2 女性に配慮した国連 PKO 等の平和構築活動への協力	○紛争下の性的暴力からの女性の保護に関する訓練プロジェクト(ウガンダ、コンゴ(民)、イタリアにおいて、国連 PKO 等ミッションで働く女性保護アドバイザー(WPA)の能力強化を目的とした訓練の教材開発及び実施を支援、2015 年－2017 年、外務省/国連 PKO 局(DPKO)、フィールド支援局(DFS))
	○国連による(国連警察平和維持に関する)警察活動に関する指針作成グループ及び平和維持のための戦略ガイダンス・フレームワークへの知的貢献
	○国連通信学校プロジェクト(2015 年－2018 年)我が国からは 2016 年 11 月に女性自衛官 1 名(3 佐)が参加)。通信理論の座学のほか、国連所有の通信機器を利用した訓練、性的搾取及び虐待の防止、ジェンダーに関する教育も合わせて実施)
	○派遣部隊におけるジェンダー担当官設置の検討(防衛省)
	○ケニア国際平和支援訓練センター(IPSTC)における平和支援活動へのジェンダー統合事業(2016 年 1 月－12 月、外務省/UN Women)
具体策 3 女性に配慮した法律及び制度、及び、その運用並びに司法アクセスの改善を支援。	○シリアの司法アクセス及び地域リーダーとの協力向上を通じた、シリア紛争下での性的暴力(CRSV)及び、ヨルダンでの全ての形式の性に基づく暴力(SGBV)への予防と、その対応の強化(2016 年 10 月－2017 年 10 月、外務省/紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表事務所(SRSG-SVC))
	○ソマリアにおける紛争関連の性的暴力に対処するための「行動計画」実施支援(2016 年 4 月－2017 年 12 月、外務省/SRSG-SVC)
	○コンゴ民における性的暴力対処のための履行促進支援(2016 年 4 月－2017 年 12 月、外務省/SRSG-SVC)

<p>具体策 4 支援対象国の女性が平和構築の活動に積極的な役割を果たすよう支援。</p>	<p>○「持続的な平和を推進するための女性の役割」パネルディスカッション(南スーダン 2016年3月, (JICA))</p> <p>○日・国連開発プログラム(UNDP)・カザフスタン開発援助機関によるアフガニスタン女性支援プロジェクト(2016年8月-2018年7月, JICA/UNDP・カザフスタン開発援助機構)</p> <p>○ケニア国際平和支援訓練センター(IPSTC)における平和支援活動へのジェンダー統合事業(2016年1月-12月, 外務省/UN Women)</p>
<p>具体策 5 国連平和構築基金(PBF)の女性関連プロジェクト拠出目標(15%)が達成されるよう、主要ドナー議長国としてイニシアティブをとる。</p>	<p>○国連平和構築基金(PBF):ジェンダー平等及び女性のエンパワーメントに関するプロジェクトへの拠出が20%以上を達成(17カ国:ブルンジ, 中央アフリカ, ギニア, ギニアビサウ, リベリア, コロンビア, コートジボワール, ガテマラ, ケニア, キルギスタン, リビア, マリ, ミャンマー, ソロモン諸島, ソマリア, スリランカ, イエメン他)</p>
<p>目標 2: 和平プロセスへの女性の参画が高まる</p>	
<p>具体策 1 和平プロセスに重要な役割を果たし得る紛争地域の女性団体を支援。</p>	<p>○ケニア国際平和支援訓練センター(IPSTC)における平和支援活動へのジェンダー統合事業(2016年1月-12月, 外務省/UN Women)</p>
<p>具体策 2 日本が関与する和平関連会議(紛争地域の復興支援会議を含む。)に紛争地域の女性代表の参加を確保。</p>	<p>該当案件無し</p>
<p>目標 3: 人道・復興支援に関する意思決定に女性に対する配慮が反映される。女性が積極的な役割を果たすことができるようになる。</p>	
<p>具体策 1 人道・復興支援事業の計画策定において女性の参画を確保。</p>	<p>○ボコ・ハラムのテロ攻撃による国内避難民女性・女児サバイバーに対する緊急人道支援(ナイジェリア 2016年4月-2017年3月, 外務省/UN Women)</p> <p>○イラク・ヨルダンにおける危機対応下の女性のリーダーシップ, エンパワーメント, アクセス・保護支援(2016年4月-2017年3月, 外務省/UN Women)</p>
<p>具体策 2 選挙監視団の派遣を含む民主化支援活動への女性の参画を確保。</p>	<p>該当案件無し</p>
<p>具体策 3 災害復興・防災支援事業において男女共同参画の視点を取り入れ、女性の意思決定への参加を確保。</p>	<p>○ジェンダーと多様性からの災害リスク削減(2016年12月 JICA) 2016年度は、スリランカ、チリ、ネパール、パキスタン、ブータン、ミャンマーを対象国とし、1) 中央政府において災害管理・防災計画の責任者、2) 防災におけるジェンダー平等の責任者、3) 防災におけるジェンダー及び多様性促進に取り組む NGO 代表のいずれかに該当する者を招聘した。</p> <p>○JICA 調査研究「防災におけるジェンダー主流化と女性の参画促進・JICA 事業のあり方検討」(フィリピン、スリランカを事例対象, 2015年4月-2016年12月, JICA)</p> <p>○コミュニティラジオによる災害情報提供を活用した地域住民災害対応能力強化プロジェクト(バングラデシュ,</p>

	<p>2013年3月－2017年8月、JICA、BHNテレコム支援協議会)</p> <p>○イロイロ市におけるコミュニティ防災推進事業フェーズ2～横浜イニシアチブ～(フィリピン、2015年3月－2017年3月、JICA、横浜市、シティネット横浜オフィス)</p>
<p>具体策4 国内の災害対応において、防災計画、災害対策基本法、男女共同参画基本計画と整合性を保ちつつ、女性の意思決定及び事業実施への参加を確保。</p>	<p>○防災分野における政策決定過程への女性の参画促</p> <p>①2015年12月に男女共同参画基本計画(第4次)を策定のち2016年4月現在、女性委員が登用されていない市町村防災会議は436(2015年4月時点から79減)であり、都道府県防災会議の委員に占める女性委員の割合は14.0%(2015年4月時点から0.8ポイント増)、市町村防災会議の委員に占める女性の割合は8.0%(同0.3ポイント増)となっている。</p> <p>②男女共同参画の視点を防災施策に反映していくための研修プログラムを作成し内閣府男女共同参画局HPに公開。試行的に一部の都道府県・市町村において研修を実施(内閣府)</p> <p>③内閣府男女共同参画局HPにおいて、避難所等における男女共同参画の推進を明記したマニュアル等、男女共同参画の視点からの防災・復興に係る資料を掲載し、普及啓発を実施(内閣府)</p> <p>④過去の災害対応における経験を基に作成した、男女共同参画の視点から必要な対策・対応に取り組む際の指針となる基本的事項を示した英語のパンフレットを国際会議の出席者や海外からの来訪者に配布し、男女共同参画の視点からの災害対応についての普及啓発を実施。(内閣府)</p> <p>○「世界津波の日」における津波防災に関する女性のリーダーシップ研修(太平洋島嶼開発途上国14か国:キリバス、クック諸島、サモア、ソロモン諸島、ツバル、トンガ、ナウル、ニウエ、バヌアツ、PNG、パラオ、フィジー、マーシャル、ミクロネシアから26名の女性管理職者を対象とし、東京・仙台・和歌山において研修を実施2016年10月30日－11月8日、外務省/国際連合訓練調査研究所(UNITAR)</p> <p>○被災者支援に関する総合的対策の推進:平成28年4月に公表した「避難所運営ガイドライン」において、「女性自身の視点から、避難所運営を実施するために、避難所運営委員会への女性の参画を促しましょう。具体的には、少なくとも行政の審議会等において一般に目標とされている、委員の3割以上は女性の参画があることが望ましいと考えられます。」と記載した(内閣府政策統括官(防災担当)付)</p> <p>○「平成28年度避難所における被災者支援に関する事例等報告書」の作成(「避難所運営ガイドライン」を補完するものとして、平成28年度調査では、避難所における被災者支援の実態や課題の他、対応策として各地で進められている先進事例なども整理し公表、平成29年4月、内閣府政策統括官(防災担当)付)</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>○女性消防吏員の活躍促進:新たに採用した消防職員のすべてに対し、消防に関する基礎的教育訓練(「初任教育」という。)を実施(2015年4月2日～2016年4月1日 採用状況 6,401人(うち女性:261人(4.1%))(消防庁)</li> </ul>
<p>目標 4: 国内において、外交・安全保障政策にかかわる意思決定に男女共同参画の視点が導入され、意思決定レベルを含め、女性の参画が高まる。</p>	
<p>具体策 1 日本人女性が国連等の国際機関や国連ミッション等のポストに就くよう積極的に支援。特に幹部への登用を促進。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○JPO (Junior Professional Officer) 派遣制度等の実施 (外務省)</li> <li>○国連によるシニア・ウーマン・タレント・パイプライン・プロジェクトに対する財政支援(外務省/UN-DFS)</li> <li>○平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業(外務省)</li> </ul>
<p>具体策 2 安保理決議 1325 及び関連決議等の実施に当たり、ジェンダー主流化、女性の参画を推進する部署の設置を含む体制を整備。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「警察庁における女性職員の活躍と全職員のワークライフバランス等の推進のための取組計画」(平成 27 年 3 月 17 日警察庁長官決定。平成 28 年 3 月改正)を策定した(警察庁)</li> <li>○警察庁に「警察庁ワークライフバランス等推進会議」(以下「推進会議」という。)を設置した(警察庁)</li> <li>○長官官房人事課に女性職員活躍・ワークライフバランス担当官を置き、警察庁における産前産後休暇や育児休業等のための代替要員の配置及び調整等の業務、女性職員の活躍と全職員のワークライフバランスの推進並びに関係行政機関との連携業務に当てる。警察庁男女共同参画推進会議の設置等(警察庁)</li> <li>○防衛省における女性職員活躍・ワークライフバランス推進のための体制整備と取組の推進(防衛省)</li> </ul>
<p>具体策 3 男女共同参画の視点を有する人材の育成。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○統幕学校(国際平和協力センターを含む。)、陸上自衛隊(高等工科学校、施設学校、国際活動教育隊)、防衛大学校及び防衛医科大学校が実施する教育課程において、男女共同参画社会、性的搾取・虐待(SEA)、性別に基づく暴力等について教育を実施(2016年実績:1827名)。</li> <li>○南スーダン派遣施設隊等の派遣前研修(内閣府国際平和協力本部事務局が実施する南スーダン派遣施設隊等の派遣前研修に要員を参加させ、性的搾取・虐待(SEA)、行動と規律、女性の保護等について教育を実施(2016年実績:1076名)</li> <li>○平和構築と災害リスク削減におけるジェンダー主流化の推進:女性の参画とリーダーシップの発現に向けて(国内, 2016年12月, JICA)</li> <li>○ケニア国際平和支援訓練センター(IPSTC)における平和支援活動へのジェンダー統合事業(2016年1月-12月, 外務省/UN Women)</li> <li>○警察学校において、新たに採用された職員や昇任する幹部職員に対して、男女共同参画の実現等に向けた課題に関する教育の実施(警察庁)</li> </ul>

	○男女共同参画に係る幹部職員の意識改革を図るため、当庁の管理職職員に対して、部外有識者による講演会を実施し、男女共同参画の視点を有する人材の育成を図った(警察庁)。
具体策 4 安保理決議 1325、行動計画の周知広報。	○内閣府国際平和協力本部事務局が実施する南スーダン派遣施設隊等の派遣前研修に要員を参加させ、性的搾取・虐待(SEA)、行動と規律、女性の保護等について教育を実施(2016年実績:1076名, 防衛省, 内閣府)。 ○WPS(女性・平和・安全保障)国際シンポジウム。(2016年12月, 防衛省においてNATO(北大西洋条約機構)のマリエット・スクールマン女性・平和・安全保障担当事務総長特別代表と民間の有識者を招いてWPS(女性・平和・安全保障)分野のシンポジウムを開催(防衛省)) ○外務省 HP 広報及びWAW2016!にてNATO(北大西洋条約機構)のマリエット・スクールマン女性・平和・安全保障担当事務総長特別代表等, 有識者とのWPSハイレベルラウンドテーブルを開催(防衛省) ○アジア, 大洋州地域におけるWPSに関する行動計画シンポジウム(17か国のアジア大洋州の国々とWPS, NAPについてのシンポジウムを開催, 2016年7月, 外務省/UN Women)
具体策 5 和平関連会議(紛争地域の復興支援会議を含む)に参加する日本代表団への女性の参加を高める。	該当案件無し
具体策 6 適材適所の要員選考や志願状況を踏まえ、国連PKO又は二国間協力等のミッションに女性要員を積極的に派遣。	○国際平和協力活動への女性自衛隊員の派遣(防衛省は累計、国際平和協力活動に約530名の女性隊員を派遣(国連PKO:191、国際緊急援助活動:108、イラク人道復興支援特措法に基づく活動:146、テロ特措法・補給支援特措法に基づく活動:84)(2017年8月時点のデータに基づく(防衛省))

## II. 予防

大目標:紛争の予防・管理・解決の全てのプロセスと意思決定において、女性の参加と指導的役割を促進すると同時に、男女共同参画の視点を導入し強化する。	
目標1:紛争予防において女性の参加を促進して、早期警戒・早期対応メカニズムに男女共同参画の視点を導入する。	
具体策 1 女性をめぐる課題に配慮した統計や分析手法を紛争分析に導入。	該当案件無し
具体策 2 紛争の予兆に関する情報の収集・検証・分析において、女性をめぐる課題に配慮する。	該当案件無し
具体策 3	○ネパールのコミュニティ内における調停能力強化プロ

<p>早期警戒・早期対応メカニズムへの女性の参加。</p>	<p>ジェクトフェーズ2(2015年7月-2018年5月, JICA)</p> <p>○コートジボワール北部における, エンパワメント, 地域の対話と教育を通して女性と女児のテロリズムへの脆弱性防止のための事業(2016年4月-2017年3月, 外務省/UN Women)</p>
<p>具体策4 信頼醸成活動への女性の参加。</p>	<p>○ケニア国際平和支援訓練センター(IPSTC)における平和支援活動へのジェンダー統合事業(2016年1月-12月, 外務省/UN Women)</p>
<p>目標2: 紛争の影響下にある社会での紛争管理において, 女性の参加を促進して, 女性が指導的役割を担えるようにする。</p>	
<p>具体策1 紛争の影響下にある社会における性別に基づく暴力等のリスク分析とリスク軽減措置。</p>	<p>○ケニア国際平和支援訓練センター(IPSTC)における平和支援活動へのジェンダー統合事業(2016年1月-12月, 外務省/UN Women)</p> <p>○シリアの司法アクセス及び地域リーダーとの協力向上を通じた, シリア紛争下での性的暴力(CRSV)及び、ヨルダンでの全ての形式の性に基づく暴力(SGBV)への予防と、その対応の強化(2016年10月-2017年10月, 外務省/SRSG-SVC)</p> <p>○ソマリアにおける、紛争関連の性的暴力に対処するための国家行動計画実施支援(2016年4月7-2017年12月, 外務省/SRSG-SVC)</p>
<p>具体策2 紛争とその影響を拡大させないための草の根レベルの活動に女性が参加し、指導的役割を担う。</p>	<p>○ケニア国際平和支援訓練センター(IPSTC)における平和支援活動へのジェンダー統合事業(2016年1月-12月, 外務省/UN Women)</p> <p>○サヘル地域における平和と安全のための女性のリーダーシップ強化支援(2016年4月-2017年3月, 外務省/UN Women)</p>
<p>目標3: 紛争解決における女性の参加を促進して、女性が指導的役割を担えるように支援し、和平プロセスに男女共同参画の視点を反映させる。</p>	
<p>具体策1 日本が関わる和平交渉のプロセスや意思決定に、公式・非公式を問わず、女性が参加して、指導的役割を担う。</p>	<p>○ケニア国際平和支援訓練センター(IPSTC)における平和支援活動へのジェンダー統合事業(2016年1月-12月, 外務省/UN Women)</p>
<p>具体策2 性別に基づく暴力等への対応・予防を含め、日本が関わる和平プロセスに男女共同参画の視点を反映。</p>	<p>該当無し</p>
<p>具体策3 高度な紛争解決スキル(交渉・調停・仲介)を持った女性の育成。</p>	<p>○ケニア国際平和支援訓練センター(IPSTC)における平和支援活動へのジェンダー統合事業(2016年1月-12月, 外務省/UN Women)</p> <p>○サヘル地域における平和と安全のための女性のリーダーシップ強化支援(2016年4月-2017年3月, 外務省/UN Women)</p>
<p>具体策4 紛争解決に女性が貢献した事例の調査・研究を通じた教訓や成功要因の抽出。</p>	<p>該当案件無し</p>
<p>目標4: 男女共同参画の視点を取り入れた紛争再発予防の取組を支援する。</p>	



<p>具体策 1 ジェンダー主流化と男女共同参画の視点を取り入れた警察改革を支援(女性の参画の確保、男女別分析、ニーズ対応等を含む。)</p>	<p>○アフガニスタン女性警察官支援(ジェンダー)(2015年10月-2017年12月, JICA, UNDP アフガニスタン, アフガニスタン内務省)</p>
<p>具体策 2 男女共同参画の視点を取り入れ、ジェンダー主流化を促進する効果のある司法部門の能力強化を支援。</p>	<p>○司法アドバイザー(専門家派遣)(コートジボワール, 2014年12月-2017年4月, JICA)</p>
<p>具体策 3 男女共同参画の視点とジェンダー主流化と取り入れたコミュニティの再建(リハビリテーション)支援。</p>	<p>○コートジボワール大アビジャン圏社会的統合促進のためのコミュニティ緊急支援プロジェクト(2013年7月-2016年6月, JICA)</p> <p>○ダルフル3州における公共サービスの向上を通じた平和構築プロジェクト(2015年3月-2019年3月, JICA)</p>
<p>具体策 4 男女共同参画の視点を取り入れた小型武器管理支援。</p>	<p>該当案件無し</p>
<p>具体策 5 男女共同参画の視点を取り入れた人身取引対策(被害者保護、加害者の追訴及び防止)支援。</p>	<p>○ミャンマー連邦共和国人身取引被害者自立支援のための能力向上プロジェクト(2012年6月-2016年6月, JICA)</p> <p>○メコン地域人身取引被害者支援能力向上プロジェクト(2015年4月-2019年4月, JICA)</p> <p>○アセアン諸国における人身取引対策協力促進(2016年10月, JICA)</p>
<p>具体策 6 男女別の分析や安保理決議 1325 実施の視点を取り入れた和解に向けた社会変革の過程における支援。</p>	<p>○ケニア国際平和支援訓練センター(IPSTC)における平和支援活動へのジェンダー統合事業(2016年1月-12月, 外務省/UN Women)</p> <p>○ソマリアにおける紛争関連の性的暴力に対処するための「行動計画」実施支援(2016年4月-2017年12月, 外務省/SRSG-SVC)</p>
<p>具体策 7 女性の地位向上や男女共同参画の視点を取り入れた海外の教育の支援。</p>	<p>該当案件無し</p>
<p>目標 5: 平和維持活動や平和支援活動、平和構築活動への女性の参加を促進し、女性が指導的役割を担えるよう支援して、PKO 要員等の平和支援活動要員による性的搾取・虐待(SEA)や性別に基づく暴力等の予防・対応能力を強化する。</p>	
<p>具体策 PKO 要員等による女性に対する暴力等の予防・対応能力を強化。</p>	<p>○内閣府国際平和協力本部研修: 南スーダン派遣施設隊等の派遣前研修に要員を参加させ、性的搾取・虐待(SEA)、行動と規律、女性の保護等について教育を実施(2016年実績: 1076名, 防衛省, 内閣府国際平和協力本部事務局)。</p> <p>○国際平和協力上級課程, 幹部特技課程等: 統幕学校国際平和協力センター、陸上自衛隊国際活動教育隊及び防衛医科大学校が実施する教育課程において、性的搾取・虐待(SEA)等について教育を実施(2016年実績: 397名, 防衛省)。</p>

	<p>○警察では、5月、警察の国際協力を担う人材育成を図るため警察大学校で実施している「国際協力課程」において関連教育を行った。(2016年5月 警察庁)</p> <p>○紛争下の性的暴力からの女性の保護に関する訓練プロジェクト(ウガンダ, コンゴ(民), イタリア, 2015年-2017年8月, 外務省/DPKO, DFS)</p> <p>○性的搾取・虐待(SEA)の防止のための全フィールド要員向け E-learning プログラム(2015年-2017年3月, 外務省/DFS)</p> <p>○ケニア国際平和支援訓練センター(IPSTC)における平和支援活動へのジェンダー統合事業(2016年1月-12月, 外務省/UN Women)</p>
<p>目標 6: 国家間の緊張を緩和し、有効関係を構築して、武力によらない紛争解決を促進する。また、その目的のため、国内における女性、市民社会・NGOの活動を促進する。</p>	
<p>具体策 1 緊張緩和と紛争予防に向けた女性の平和の為の交流、研究活動等への支援。</p>	<p>○ケニア国際平和支援訓練センター(IPSTC)における平和支援活動へのジェンダー統合事業(2016年1月-12月, 外務省/UN Women)</p>
<p>具体策 2 安保理決議 1325 実施に向けた国際協力の促進。</p>	<p>○WAWI2016 の開催(東京, 2016年12月, 外務省)</p>
<p>具体策 3 国内において、平和教育を促進。</p>	<p>○WAWI2016 の開催(東京, 2016年12月, 外務省)</p>

### III. 保護

<p>大目標: 紛争下、紛争後、また、大規模災害といった人道上の危機的状況下において、女性・女児を含む多様な受益者が、性別に基づく暴力等の人権侵害にさらされないようにする。</p>	
<p>目標 1: 人道上の危機的状況下における性別に基づく暴力の被害者に対し、身体的・医療的・社会心理的・法的・経済的支援を含む包括的な支援が提供される。</p>	
<p>具体策 1 性別に基づく暴力の被害者に包括的な支援を提供するための体制強化・報告の徹底。</p>	<p>○ケニア国際平和支援訓練センター(IPSTC)における平和支援活動へのジェンダー統合事業(2016年1月-12月, 外務省/UN Women)</p> <p>○人道支援におけるジェンダーの主流化及び極北州においてボコ・ハラムの被害を受けた女性・女児の保護(カメルーン, 2016年4月-2017年3月, 外務省/UN Women)</p>
<p>具体策 2 国連 PKO 等の平和構築活動や災害派遣、途上国支援事業に従事する職員・隊員の研修。</p>	<p>○性的搾取・虐待(SEA)の防止のための全フィールド要員向け E-learning プログラム(2015年-2017年3月, 外務省/DFS)</p> <p>○警察の国際協力を担う人材育成を図るため警察大学校で実施している「国際協力課程」において関連教育を実施(2016年5月, 警察庁)</p> <p>○ケニア国際平和支援訓練センター(IPSTC)における平和支援活動へのジェンダー統合事業(2016年1月-12月, 外務省/UN Women)</p>
<p>具体策 3 性別に基づく暴力の被害者に対する移行期の(又は中長期的な)支援。</p>	<p>○ケニア国際平和支援訓練センター(IPSTC)における平和支援活動へのジェンダー統合事業(2016年1月-12月, 外務省/UN Women)</p> <p>○人道支援におけるジェンダーの主流化及び極北州においてボコ・ハラムの被害を受けた女性・女児の保護</p>

	(カメルーン, 2016年4月-2017年3月, 外務省/UN Women)
	○ボコ・ハラムのテロ攻撃による国内避難民女性・女児サバイバーに対する緊急人道支援(ナイジェリア, 2016年4月-2017年3月, 外務省/UN Women)
	○パレスチナにおける女性の尊厳と未来のためのエンパワーメント支援(2016年4月-2017年3月, 外務省/UN Women)
具体策4 国連PKO等の平和構築活動や途上国支援事業に従事する文民たる職員・隊員による性別に基づく暴力の予防。	○性的搾取・虐待(SEA)の防止のための全フィールド要員向けE-learningプログラム(2015年-2017年3月, 外務省/DFS)
	○ケニア国際平和支援訓練センター(IPSTC)における平和支援活動へのジェンダー統合事業(2016年1月-12月, 外務省/UN Women)
具体策5 国連等による紛争下における性別に基づく暴力関連活動への支援。	○性的搾取・虐待(SEA)の防止のための全フィールド要員向けE-learningプログラム(2015年-2017年3月, 外務省/DFS)
	○紛争下の性的暴力からの女性の保護に関する訓練プロジェクト(ウガンダ, コンゴ(民), イタリア, 2015年-2017年8月, 外務省/DPKO, DFS)
目標2: 人道上の危機的状況下における性別に基づく暴力等のリスクが低減され、予防される。	
具体策1 現地での初動対応、展開、モニタリング体制の整備支援。	該当案件無し
具体策2 水・衛生・衛生促進(WASH)、食糧・栄養、シェルター、生活支援物資配布、保健、教育及び啓発活動などに関する事業の企画・立案に際の性別に基づく暴力リスク分析。	○中央アフリカ共和国の若者を支援するための社会的結束、紛争予防、暴力低減及び人間の安全保障の推進に関する国連パイロットプロジェクト(2017年3月-2019年2月, 外務省/国連人間の安全保障基金(UNDP, FAO, UNICEF, UNFPA, IOM, UN Women))
	○ブルキナファソ国サヘル地域における子どもと女性の人権促進のための平和で強靱な共同体作り(2017年3月-2018年2月, 外務省/国連児童基金(UNICEF))
具体策3 女性・女児(特にマイノリティ女性、寡婦等)を対象とする経済的・社会的エンパワーメント支援。	○危機対応下の女性のリーダーシップ、エンパワーメント、アクセス・保護支援(イラク・ヨルダン, 2016年4月-2017年3月, 外務省/UN Women)
具体策4 コミュニティの参加・動員による性別に基づく暴力の根絶及び男女平等促進プログラムの支援。	○平和構築プロセスにおけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント推進(南スーダン, 2016年, JICA南スーダン事務所)
具体策5 不正な小型武器の取引に対する女性に対する配慮を取り入れた国際的な規制を強化。	該当案件無し
目標3: 難民・国内避難民の保護及び支援に男女共同参画の視点が反映され、性別に基づく暴力が防止される。	
具体策1 難民・国内避難民支援に携わる要員の訓練。	該当案件無し
具体策2	○危機対応下の女性のリーダーシップ、エンパワーメン

緊急支援における難民・国内避難民の登録作業において、女性・女児等を中心とした脆弱性の高い受益者の多様なニーズを特定し記録する。	ト、アクセス・保護支援(イラク・ヨルダン, 2016年4月-2017年3月, 外務省/UN Women)
具体策3 水・衛生・衛生促進(WASH)、食糧・栄養、シェルター、生活支援物資配布、保健、教育及び啓発活動などに関する事業の立案・実施の際に性別に基づく暴力の予防及び対応の視点を確保。	○イラクにおけるジェンダーに配慮した国内避難民向け仮設住宅地建設支援事業(外務省/国連人間居住計画(UN-HABITAT)) ○移民・難民危機, 特に子どもと女性に対する緊急支援(マケドニア, 2016年2月-2017年2月, 外務省/UNICEF)
具体策4 難民・国内避難民とホスト・コミュニティ双方を対象として保護支援活動を通して、両者間の緊張関係を緩和し、コミュニティの動員を通して、女性・女児等の生活環境の改善に向けた包摂的な支援を実施。	○脆弱な難民やホスト・コミュニティの居住環境の改善と経済的エンパワーメントによる人間の安全保障の推進(レバノン, 2016年12月-2018年12月, 外務省/国連人間の安全保障基金(UN-HABITAT, UNICEF, UN Women)) ○ボコ・ハラムのテロ攻撃による国内避難民女性・女児サバイバーに対する緊急人道支援(ナイジェリア, 2016年4月-2017年3月, 外務省/UN Women)
具体策5 日本に保護を求める難民への包括的保護制度の確立の検討。	○女子の被收容者の処遇に関する取組(法務省) ○難民認定申請者に関する取組(法務省) ○難民調査官研修における「性別に基づく暴力等に係る研修」の実施(法務省)
目標4: 派遣要員等による性別に基づく暴力を防止し、加害者に対し適切な捜査・処罰が行われる。	
具体策1 国連PKO活動に派遣される派遣要員による性別に基づく暴力の予防。	○性的搾取・虐待(SEA)の防止のための全フィールド要員向けE-learningプログラム(2015年-2017年3月, 外務省/DFS) ○ケニア国際平和支援訓練センター(IPSTC)における平和支援活動へのジェンダー統合事業(2016年1月-12月, 外務省/UN Women) ○国際平和協力本部研修: 南スーダン派遣前研修(2016年実績: 1076名, 防衛省, 内閣府国際平和協力本部事務局) ○派遣部隊におけるジェンダー担当官設置の検討(防衛省) ○国連PKO女性将校訓練(3月にインドで実施された国連PKO女性将校訓練(UN Women主催)に1名が参加, 防衛省)
具体策2 PKO要員の訓練への支援。	○ケニア国際平和支援訓練センター(IPSTC)における平和支援活動へのジェンダー統合事業(2016年1月-12月, 外務省/UN Women)
具体策3 派遣時に性別に基づく暴力の加害があった場合の訴追・処罰メカニズムの確立。	該当案件無し
具体策4 性別に基づく暴力の不処罰の終焉に向けた国際社会の取組に積極的に関与。	○ソマリアにおける紛争関連の性的暴力に対処するための「行動計画」実施支援(2016年4月-2017年12月, 外務省/SRSG-SVC)

<p>具体策 5 UN Women、紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表や国際刑事裁判所(ICC)等に対する人的・財政的貢献。</p>	<p>○紛争下の性的担当国連事務総長特別代表事務所(SRSG-SVC)への拠出(外務省) ○UN Women 事業への拠出(外務省)</p>
<p>目標 5: 紛争下及び紛争後における武装解除・動員解除・社会復帰(DDR)、司法制度を含む治安部門改革(SSR)を支援する。</p>	
<p>具体策 1 紛争後の元兵士(子ども兵を含む。)の武装解除への女性・女児の保護の視点の導入。除隊後の社会復帰のための事業への男女共同参画の視点の導入。</p>	<p>○中央アフリカ共和国における包括的な武装解除・動員解除・社会復帰(DDR)支援及び人道支援のジェンダー配慮化(中央アフリカ, 2016年4月-2017年3月, 外務省/UN Women)</p>
<p>具体策 2 男女共同参画の視点から法律や制度の構築及び運用を支援し、司法へのアクセスを改善。</p>	<p>○ソマリアにおける紛争関連の性的暴力に対処するための「行動計画」実施支援(2016年4月-2017年12月, 外務省/SRSG-SVC) ○コンゴ民における性的暴力対処のための履行促進支援(2016年4月-2017年12月, 外務省/SRSG-SVC)</p>
<p>具体策 3 不処罰の終焉のための研修、啓発事業等への支援。</p>	<p>○アフガニスタン女性警察官支援(ジェンダー)(アフガニスタン(トルコ), 2015年10月-2017年12月, JICA)</p>
<p>具体策 4 人道上の危機的状況後の性別に基づく暴力の報告制度構築の支援。</p>	

#### IV. 人道・復興支援

<p>大目標: 女性・女児等の固有の状況・ニーズが反映され、女性のエンパワーメントが促進され、また、女性の参画が確保された形で人道・復興支援が実施される。</p>	
<p>目標 1: 【緊急人道支援期】紛争下や紛争・災害の直後等の緊急人道支援の段階では、女性・女児等が特に脆弱な状況に置かれることに留意し、支援活動を計画・実施する。</p>	
<p>具体策 1 【初動調査】 緊急支援や人道支援を計画・実施する際、可能な範囲での性別・年齢層別の情報収集、女性・女児等の固有の状況・ニーズの把握。</p>	<p>○国際緊急援助隊・医療チーム研修(自然災害等での支援: 宗教上の理由で女性患者に必要な配慮等の模擬訓練、男女別の入り口や仕切りの必要性など、どのようなジェンダー配慮が必要かについての研修を実施(JICA国際緊急援助隊事務局))</p>
<p>具体策 2 【計画立案】 女性・女児等の固有の状況・ニーズを反映した事業形成。</p>	<p>○ジブチにおける食糧不足及び栄養不足に対する食糧支援事業(ジブチ, 9ヶ月間, 外務省/WFP) ○ボコ・ハラムのテロ攻撃による国内避難民女性・女児サバイバーに対する緊急人道支援(ナイジェリア, 2016年4月-2017年3月, 外務省/UN Women) ○南キブ州、北キブ州、カタンガ州、東カサイ州及びマニエマ州における女性の国内避難民・難民に対するマルチセクター支援(コンゴ民, 2016年4月-2017年3月, 外務省/UN Women) ○危機対応下の女性のリーダーシップ、エンパワーメント、アクセス・保護支援(イラク・ヨルダン, 2016年4月-2017年3月, 外務省/UN Women) ○国際緊急援助隊・医療チームによるMDSの策定:</p>

	JICA 主導のもと、WHO のワーキンググループで、災害医療情報の標準化手法「Minimum Data Set: MDS」の策定に取り組んだ(2017年2月採択)は、被災地で活動する医療チームが患者のカルテから抽出し、日報として被災国保健省へ報告すべき46の必須項目で、年齢層、性別、外傷・疾病の種類、処置、衛生状態のほか、妊娠の有無も調査項目のひとつとなっている。また、性的・ジェンダーに基づく暴力の被害状況についての項目も含まれ、災害発生後、ある地域で暴力が頻発していることが判明した場合、Protection クラスターが介入するなどの対応が想定される。(JICA国際緊急援助隊事務局)
<b>具体策3【実施・制度構築】</b> 食料等配給事業、シェルター配布事業、給水と衛生事業等において周縁化されがちな女性・女児等が保護され、公平に支援を受けられる仕組みの構築。	○ジブチにおける食糧不足及び栄養不足に対する食糧支援事業(ジブチ, 9ヶ月間, 外務省/WFP)
	○ヨルダン地方部の女性の食の安全保障(2016年4月-2017年3月, 外務省/UN Women)
	○ボコ・ハラムのテロ攻撃による国内避難民女性・女児サバイバーに対する緊急人道支援(ナイジェリア, 2016年4月-2017年3月, 外務省/UN Women)
<b>具体策4【登録】</b> 緊急支援における受益者の登録作業において、女性・女児を中心とした脆弱性の高い受益者の多様なニーズの特定と記録。	○ジブチにおける食糧不足及び栄養不足に対する食糧支援事業(ジブチ, 9ヶ月間, 外務省/WFP)
	○ボコ・ハラムのテロ攻撃による国内避難民女性・女児サバイバーに対する緊急人道支援(ナイジェリア, 2016年4月-2017年3月, 外務省/UN Women)
<b>具体策5【性別に基づく暴力等の防止・対策・保護】</b> 女性・女児等に対する性別に基づく暴力等の防止・対策・保護への取組の支援。	○ニジェール・ディファ地域におけるジェンダーに配慮した人道支援及びボコ・ハラムによるテロからの女性・少女支援(2016年4月-2017年3月, 外務省/UN Women)
<b>目標2:【移行期】</b> 女性・女児等が支援から取り残されないよう、緊急人道支援から復興支援への継ぎ目のない移行期の支援の重要性に留意する。女性・女児等の固有の状況・ニーズを考慮し、女性の安全を確保した上で、女性のエンパワーメントの向上や経済的自立に取り組む。資金の調達及び配分のギャップにより、女性・女児等が復興プロセスから疎外されることがないようにする。	
<b>具体策1【資金の確保】</b> 女性・女児等の脆弱層への支援及びジェンダー主流化を進める事業への支援。	○ジブチにおける食糧不足及び栄養不足に対する食糧支援事業(ジブチ, 9ヶ月間, 外務省/WFP)
	○ヨルダン地方部の女性の食の安全保障(ヨルダン, 2016年4月-2017年3月, 外務省/UN Women)
	○ボコ・ハラムのテロ攻撃による国内避難民女性・女児サバイバーに対する緊急人道支援(ナイジェリア, 2016年4月-2017年3月, 外務省/UN Women)
<b>具体策2【固有の状況・ニーズの反映】</b> 事業計画の企画・立案・実施に、女性・女児等の固有の状況・ニーズを反映。	○ジェンダー情報整備調査(南スーダン, 2016年10月-2017年3月, JICA)
	○ジェンダー情報整備調査(コンゴ民 2016年10月-2017年3月, JICA)
	○バンサモロ包括的能力向上プロジェクト(フィリピン, 2013年7月~2019年7月, JICA)
	○職業訓練政策・行政・運営管理アドバイザー(南スーダン, 2016年2月~2017年12月, JICA)

	○包括的農業開発マスタープラン策定支援プロジェクト(南スーダン, 2012年7月-2017年3月, JICA)
	○理数科教育強化アドバイザー(南スーダン, 2015年9月-2018年1月, JICA)
	○ネパール地震復旧・復興プロジェクト(ネパール, 2015年7月-2019年3月, JICA(OCG他JV))
	○ボコ・ハラムのテロ攻撃による国内避難民女性・女児サバイバーに対する緊急人道支援(ナイジェリア, 2016年4月-2017年3月, 外務省/UN Women)
目標3:【復興期】紛争や災害後の難民や国内避難民の帰還・再統合支援を含む復興支援事業の計画策定・実施・モニタリング・評価に至る一連のプロセスを通じて男女共同参画の視点を取り入れ、女性・女児等の権利の促進、男女平等と公平性が実現されることによって、支援の効果が向上する。	
具体策1【計画策定】 事業の計画策定への男女共同参画の視点の導入。	○紛争影響地域を主としたジェンダー情報収集・確認調査(スリランカ, 2015年11月-2016年4月, JICAスリランカ事務所)
	○結核対策プロジェクトフェーズ3(アフガニスタン, 2015年10月-2018年9月, JICA)
	○地方産品と地方ブランドの開発プロジェクトフェーズ2(アルメニア, 2016年7月-2019年7月, JICA)
	○アチョリ・西ナイル地域コミュニティ・レジリエンス強化のための地方行政能力向上プロジェクト(ウガンダ, 2016年6月-2020年6月, JICA)
	○北部ウガンダ生計向上支援プロジェクト(ウガンダ, 2015年12月-2020年11月, JICA)
	○2018年経済センサス実施に向けた中央統計局能力強化プロジェクト(ネパール, 2016年3月-2021年2月, 総務省統計局、総務省統計研究研修所、統計情報研究開発センター、日本経済研究所、JICA)
	○官民連携による持続可能な観光振興プロジェクトフェーズ2(パレスチナ, 2013年6月-2016年6月, JICA)
	○ジェリコ下水運営管理能力強化プロジェクト(パレスチナ, 2012年12月-2018年3月, JICA)
	○ボホール州トゥビゴン市における予防/準備/対応/復旧に関する防災能力向上プロジェクト(フィリピン, 2014年12月-2018年12月, JICA(名古屋工業大学))
具体策2【女性の参画】 事業の実施における女性の参加の確保。	○中部・北部紛争影響地域の公共サービス改善のための人材育成プロジェクト(コートジボワール, 2013年11月-2017年4月, JICA)
	○ナイジェリア, マリにおける生産性向上と雇用確保等に資する作物管理実施ツール(Rice Advice)の普及(ナイジェリア, マリ, 2016年4月-2017年3月, 外務省/CGIAR(アフリカ稲センター))
	○零細中小企業向けビジネス開発サービス強化プロジェクト(パレスチナ, 2013年9月-2017年3月, JICA)

<p>具体策 3 【モニタリング】 事業のモニタリング、評価への男女共同参画の視点の導入。</p>	<p>該当無し</p>
<p>具体策 4 【実施・制度構築】 事業全般に女性が積極的に参加できる仕組み（制度面・エンパワーメント）の構築。</p>	<p>○オルタナティブ教育推進プロジェクト(パキスタン, 2015年9月-2019年10月, JICA)</p>
<p>具体策 5 【男性・男児の関与】 紛争・災害後の復興期の社会における男性・男児が直面する課題及びそれらの課題が男女間の関係性・性別に基づく暴力等の発生に与える影響の調査への支援並びに男性・男児が性別に基づく暴力等の防止及び女性・女児等の支援に貢献する事業への支援。</p>	<p>該当無し</p>
<p>目標 4:【重点課題】人道・復興支援を行うに当たっては、人間の安全保障に直結する保健医療、教育、農業、インフラ整備、武装解除・動員解除・社会復帰(DDR)、司法制度支援事業等の重点課題の解決を目指す。その際、女性・女児等のニーズが特に高い分野への支援を強化する。</p>	
<p>具体策 1 【保健】 女性、女児等が基礎的医療サービスを受容できるよう支援。特に、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(SRHR)を確保。女性・女児のセクシャル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツのために不可欠である男性・男児の協働も支援。</p>	<p>○妊産婦・新生児ケア人材の能力強化プロジェクト(ブルンジ, 2013年8月-2017年8月, JICA)</p>
	<p>○保健人材開発支援プロジェクトフェーズ2(コンゴ民, 2014年1月-2018年3月, JICA)</p>
	<p>○カトマンズ盆地における呼吸器疾患患者の早期社会復帰支援に向けての取組—呼吸リハビリテーションの普及—(ネパール, 2015年4月-2018年4月, JICA(国際医療技術財団(JIMTEF))</p>
	<p>○安心・安全な出産のための母子保健改善事業(ネパール, 2015年3月-2017年3月, JICA(ネパール交流市民の会, ))</p>
	<p>○定期予防接種強化プロジェクト(パキスタン, 2014年11月-2018年6月, JICA)</p>
	<p>○ハトリア郡における包括的地域保健サービス(SISCa)向上事業(東ティモール, 2014年1月-2017年1月, JICA)</p>
	<p>○保健システム強化プロジェクト(ミャンマー, 2014年11月-2018年11月, JICA)</p>
	<p>○シリア難民ホスト・コミュニティ地方部における村落保健センターのサービス向上プロジェクト(ヨルダン, 2016年4月-2018年4月, JICA)</p>
	<p>○妊産婦医療と人間の安全保障:紛争時における女性の生命救助とコミュニティ救助(イラク, 2016年3月-2017年3月, 外務省/UNFPA)</p>
	<p>○シリア難民支援:エジプト国内のシリア難民の女児及び女性にとってのセーフスペースの確保(エジプト, 2016年3月~2017年3月, 外務省/UNFPA)</p>



<p>具体策1【保健】</p> <p>女性、女兒等が基礎的医療サービスを受受するよう支援。特に、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(SRHR)を確保。女性・女兒のセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツのために不可欠である男性・男児の協働も支援。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○アズラックキャンプ内のシリア難民に対する家族計画と性及び性別に基づく暴力への介入(ヨルダン, 2016年3月~2017年3月, 外務省/UNFPA)</li> <li>○レベル3緊急状態にあるイエメンにおけるジェンダー暴力防止のための速効性アプローチ(イエメン, 2016年3月~2017年3月, 外務省/UNFPA)</li> <li>○パレスチナの女性のための乳がん早期発見及び啓蒙活動支援(パレスチナ, 2016年3月~2017年3月, 外務省/UNFPA)</li> <li>○若者と青年期の少女および女性の、性と生殖に関する健康・産科緊急ケアと新生児医療・栄養へのアクセス改善(コンゴ民, 2016年3月~2017年3月, 外務省/UNFPA)</li> <li>○ソマリアにおける妊婦及び新生児の死亡率・関連する疾病率の低下の支援のための保健システム構築支援(ソマリア, 2016年3月~2017年3月, 外務省/UNFPA)</li> <li>○エボラ出血熱の流行及び回復期における緊急妊婦及び新生児保健サービスへのアクセス改善(ギニア, 外務省/UNFPA, 2016年3月~2017年3月)</li> <li>○ポストエボラ・リベリア復興期の妊産婦保健のための人材促進(リベリア, 2016年3月~2017年3月, 外務省/UNFPA, )</li> <li>○産科救急ケアの整備(シエラレオネ, 2016年3月~2017年3月, 外務省/UNFPA)</li> <li>○人道危機の影響を受けた人々のための産科・新生児医療強化緊急支援(南スーダン, 2016年3月~2017年3月, 外務省/UNFPA)</li> <li>○民間実務者協会との官民パートナーシップを通じたSRHRサービスの増加(サモア, 外務省/IPPf サモア(サモア家族健康協会))</li> <li>○メダニ, ゲダレフ及びニヤラにおけるHIVに罹患した妊産婦及び新生児の生活改善(スーダン, 外務省/IPPf スーダン(スーダン家族計画協会))</li> <li>○コミュニティと施設ベース間の、母子保健及びHIVサービスを含む統合された性と生殖に関する健康(SRH)の連携強化(タンザニア, 外務省/IPPf タンザニア(UMATI))</li> <li>○マンゴチ県における若者と女性のHIVに対する脆弱性低減のためのエンパワーメント(マラウイ, 外務省/IPPf マラウイ(マラウイ家族計画協会))</li> <li>○アガディール市およびタンジェ市農村の脆弱な農業労働者のためのHIVを含むSRHRサービスへのアクセス改善(モロッコ, 外務省/IPPf モロッコ(モロッコ家族計画協会))</li> </ul>
<p>具体策2【教育1】</p> <p>紛争下においても学校教育及び学校外教育が</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○識字教育強化プロジェクトフェーズ2(アフガニスタン, 2010年4月~2018年1月, JICA)</li> </ul>

<p>継続されるための支援。また、紛争時に教育を受けられなかった子ども、若者に対する教育機会の提供支援。</p>	<p>○スリランカ北部地域における就学前教育支援事業(スリランカ, 2013年11月-2016年9月, JICA/セーブザチルドレン)</p>
	<p>○チャドにおける基礎教育への緊急プロジェクト(2017年3月-2018年2月, JICA/GPE)</p>
	<p>○南コルドファン州国内避難民女性と子どもの教育環境の改善(スーダン, 2016年11月-2017年11月, 外務省/特定非営利活動法人日本国際ボランティアセンター)</p>
<p>具体策3【教育2】 女性・女兒に対する平等な教育を支援。</p>	<p>○女性教師養成制度の構築を目指すプロジェクト(ネパール, 2016年10月-2019年9月, JICA/日本ネパール女性協会)</p>
	<p>○国立職業訓練機構能力強化プロジェクト(コンゴ民主共和国, 2015年1月-2020年1月, JICA)</p>
	<p>○パレスチナ日本初等理科カリキュラム・教科書改訂協力プロジェクト(パレスチナ, 2016年11月-2018年11月, JICA)</p>
	<p>○ジブチにおける食糧不足及び栄養不足に対する食糧支援事業(ジブチ, 9ヶ月間, 外務省/WFP)</p>
	<p>○未来への架け橋・中核人材育成プロジェクトフェーズ2(アフガニスタン, 2016年3月-2025年3月, JICA)</p>
	<p>○女兒及び女性のエンパワーメントに向けた教育の最優先化: 包括的成長及び社会変革に向けて(エジプト, 2016年4月-2017年3月, 外務省/UN Women)</p>
<p>具体策4【農業】 復興のための農業・農村開発支援に男女共同参画の視点を組み込む。</p>	<p>○南スーダンの生計・健康生活再建のための自助努力・強靱性強化支援(南スーダン, 2017年3月-2018年2月, 外務省/UNIDO)</p>
	<p>○一村一品アプローチによる小規模ビジネス振興を通じたイシククリ州コミュニティ活性化プロジェクト(キルギス, 2012年1月-2017年1月, JICA)</p>
	<p>○国産米振興プロジェクト(コートジボワール, 2014年1月-2018年12月, JICA)</p>
	<p>○一村一品(OVOP)コロンビア推進プロジェクト(コロンビア, 2014年3月-2018年2月, JICA)</p>
	<p>○後発地域における農産物の生産・販売促進による地域開発支援(スリランカ, 2014年10月-2017年9月, JICA)</p>
	<p>○シンズリ道路沿線地域商業的農業促進プロジェクト(ネパール, 2015年3月-2020年3月, JICA)</p>
	<p>○マウメタ村 緑のコミュニティ新生プロジェクト(東ティモール, 2011年9月-2016年8月, JICA)</p>
	<p>○ヨルダン地方部の女性の食の安全保障(ヨルダン, 2016年4月-2017年3月, 外務省/UN Women)</p>

<p>具体策 5 【生計支援・収入向上】 復興にかかる生計・収入向上支援事業に男女共同参画の視点を組み込む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国内避難民へのパーボイル研修(ナイジェリア, 2016年-2017年, JICA)</li> <li>○農村女性による経済活動支援(東ティモール, 2013年10月-2018年9月, JICA/特定非営利活動法人パルシック)</li> <li>○内戦復興における女性のエンパワーメント・サーリー・リサイクル事業(スリランカ, 2015年4月-2018年3月, JICA/特定非営利活動法人パルシック)</li> <li>○丘陵地における自然環境に配慮した循環型農業と景観保護を通じた生計向上(ネパール, 2012年6月~2017年5月, JICA/ラブグリーンジャパン)</li> <li>○市場志向型農業のための農業普及改善プロジェクト(パレスチナ, 2016年7月-2021年7月, JICA)</li> <li>○パレスチナ難民生計向上のための能力開発プロジェクトフェーズ3(ヨルダン, 2016年9月-2018年9月, JICA)</li> <li>○トルコにおけるシリア難民のための衣服製造職業訓練(トルコ, 2017年3月-2018年2月, 外務省/UNIDO)</li> </ul>
<p>具体策 6 【インフラ整備】 復興のためのインフラ整備に女性・女児の保護や男女共同参画の視点を組み込む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○タンナ島における在来建設技術の高度化支援事業(バヌアツ, 2016年9月-2018年9月, JICA/京都大学防災研究所)</li> <li>○シリア危機の影響を受ける女性と若者の生計向上支援及び保護(レバノン, 2016年4月-2017年3月, 外務省/UN Women)</li> <li>○アチョリ地域国内避難民の再定住促進のための給水計画(ウガンダ, 2013年7月-2016年8月, JICA)</li> <li>○産業集積地(カビテ州)洪水対策事業準備調査(フィリピン, 2015年2月-2017年7月, JICA)</li> </ul>
<p>具体策 7 【DDR-SSR】 紛争後の元兵士(子ども兵を含む。)の武装解除において女性・女児のニーズに配慮する。除隊後の社会復帰を支援する事業に男女共同参画の視点を組み込む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○派遣部隊におけるジェンダー担当官設置の検討(防衛省)</li> <li>○中央アフリカ共和国における包括的な武装解除・動員解除・社会復帰(DDR)支援及び人道支援のジェンダー配慮化(中央アフリカ, 2016年4月-2017年3月, 外務省/UN Women)</li> </ul>
<p>具体策 8 【司法制度支援】 紛争後の司法改革を支援する事業に男女共同参画の視点を組み込む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○司法アドバイザー(コートジボワール, 2014年12月-2017年4月, JICA)</li> </ul>
<p>目標 5: 人道復興支援の計画策定・実施に関与する各組織が男女のバランスを考慮した人員配置や研修等、ジェンダー主流化の取組を実施し、性別に基づく暴力等からの保護の体制を整備することで、事業における男女共同参画の視点の導入を徹底する。</p>	
<p>具体策 計画策定・実施の際に、男女共同参画の視点が組み込まれ、女性・女児等の保護を助成・委託先に至るまで確保。</p>	<p>該当案件無し</p>

## V. モニタリング・評価・見直しの枠組み

<p>大目標: 行動計画のモニタリング・評価・見直しを適切なタイミングで効果的に実施するための枠組みを構築し、行動計画を定期的に改定する。</p>	
<p>目標1: 行動計画の実施状況の適切なモニタリングを行うための枠組みを整備する。</p>	
<p>具体策1 各府省庁に行動計画に関するフォーカル・ポイント(中心となる担当部署)を設置する。</p>	<p>○2016年4月～, 各府省庁に行動計画に関するフォーカル・ポイントを設置済み</p>
<p>具体策2 各府省庁のフォーカル・ポイントによって構成されるモニタリング作業部会(以下「作業部会」)を設置する(作業部会の事務局は外務省(総合外交政策局女性参画推進室)が務める。)</p>	<p>○2016年4月～, 各府省庁に行動計画に関するフォーカル・ポイントを設置済み</p>
<p>具体策3 外務省は、実施状況の年次報告書をWEB上に日本語と英語で公開する。</p>	<p>○2017年6月に外務省のウェブ上(女性分野)にて日本語と英語の年次報告書を公開</p>
<p>目標2: 行動計画の実施状況を適切に評価するための枠組みを整備する。</p>	
<p>具体策1 評価委員会(以下「委員会」)を設置する(政府側の窓口は外務省(総合外交政策局女性参画推進室)が務める。)</p>	<p>○2016年4月に評価委員会を設置済み</p>
<p>具体策2 委員会は、女性・平和・安全保障の分野に十分な知識と経験のある専門家で構成される。市民社会及びNGO等を代表する委員の選任については、安保理決議1325号の趣旨に沿って活動している市民社会及びNGO等からの推薦も参考にする。</p>	<p>○2016年4月に評価委員会を設置済み</p>
<p>具体策3 委員会は、窓口を通じ、各府省庁に対して、行動計画の実施状況に関して関連情報の提供を求めることができる。求めを受けた府省庁は、窓口を通じ、委員会に報告することができる。</p>	<p>○実施済み</p>
<p>具体策4 委員会は、実施状況の年次報告書の草案について、作業部会の説明を踏まえ、意見を表明することができる。</p>	<p>○実施済み</p>
<p>具体策5 専門家は、モニタリング・評価に必要な情報を委員会に提供することができる。</p>	<p>○実施済み</p>
<p>具体策6 委員会は、行動計画の目標、具体的施策、指標の妥当性や実施の主な障害等を分析し、2回目の実施状況の年次報告書の完成後を目途に、行動計画の見直しの方向性を提言することができる。</p>	<p>○準備中(2018年上半期予定)</p>

<p>具体策 7 政府は、女子差別撤廃条約や国連人権理事会の普遍的・定期的レビュー(UPR)等の定期報告書において行動計画の実施状況を報告する。</p>	<p>○適宜、報告済み</p>
<p>目標 3: 3年後の改定に向けて行動計画の適切な見直しを行う。</p>	
<p>具体策 1 政府は、委員会の提言をも踏まえ行動計画の見直しを行う。</p>	<p>○行動計画策定三年後を目途に行動計画の見直し</p>
<p>具体策 2 政府は、行動計画策定のプロセスを尊重し、必要に応じ専門家の意見を聞く等、見直しに当たり専門家の参加を確保する。</p>	<p>○必要に応じ、行動計画見直しに当たり専門家の参加を確保する予定</p>
<p>具体策 3 外務省は、本行動計画策定後、速やかに3年後の見直しのための作業スケジュールを公表する。</p>	<p>○2018年上半期に作業スケジュールを公表予定</p>

## 2. 脆弱国に対する政府開発援助のうちジェンダー・マーカ が主または副である案件に対する拠出金額

2016年1-12月の政府開発援助(ODA)拠出金額13,439.45百万ドルのうち、脆弱国に対するODAのうちジェンダー・マーカが主または副である案件に対する拠出金額は、787.77百万ドルだった。主(Principal)は、ジェンダー平等が主目的な案件であり、副(Significant)は、ジェンダー平等が主目的ではないが、ジェンダー平等の要素も取り入れられている案件である。

以下の脆弱国リストは、2016年度世界銀行の脆弱性に関するリストと平和基金の脆弱国家インデックスにて90以上のスコアの国とした。

ソマリア	コートジボワール	コソボ
南スーダン	カメルーン	マダガスカル
中央アフリカ	ウガンダ	マーシャル諸島
スーダン	エチオピア	ミクロネシア連邦
イエメン	リビア	ソロモン諸島
シリア	ミャンマー	トーゴ
チャド	リベリア	ツバル
コンゴ民主共和国	モーリタニア	西岸とガザ地区
アフガニスタン	マリ	ボスニアヘルツェゴヴィナ
ハイチ	北朝鮮	
イラク	コンゴ共和国	
ギニア	ルワンダ	
ナイジェリア	ネパール	
パキスタン	シエラレオーネ	
ブルンジ	東ティモール	
ジンバブエ	バングラデシュ	
ギニアビサウ	アンゴラ	
エリトリア	エジプト	
ニジェール	コモロス	
ケニア	キリバス	

案件の内容	無償		有償		技協		(百万ドル) 合計	
	主	副	主	副	主	副	主	副
	支出額	支出額	支出額	支出額	支出額	支出額	支出額	支出額
教育政策および管理運営	0.00	0.35	0.00	0.00	0.00	2.97	0.00	3.32
教育施設および研修	0.33	13.85	0.00	0.00	0.00	0.00	0.33	13.85
初等教育	0.09	0.98	0.00	0.00	0.83	3.02	0.92	4.00
幼児教育	0.08	0.00	0.00	0.00	0.00	0.07	0.08	0.07
中等教育	0.00	0.92	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.92
下級中等教育	0.00	0.00	0.00	0.00	0.13	1.72	0.13	1.72
職業訓練	0.19	0.61	0.00	0.00	0.00	1.71	0.19	2.32
高等教育	0.00	0.13	0.00	0.00	0.00	10.36	0.00	10.49
保健政策および管理運営	0.00	0.00	0.00	18.38	2.39	3.62	2.39	22.01
基本的健康管理	0.00	0.00	14.49	0.00	1.97	0.23	16.45	0.23
基礎保健インフラ	1.67	4.41	0.00	0.00	0.00	0.00	1.67	4.41
基礎栄養摂取	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
伝染性疾患の統制	0.00	0.00	0.00	33.41	0.00	0.06	0.00	33.47
保健教育	0.45	0.32	0.00	0.00	0.00	0.00	0.45	0.32
結核統制	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.06	0.00	0.06
性と生殖に関する健康管理	0.00	0.00	0.00	0.00	2.49	0.32	2.49	0.32
人口および性と生殖に関する健康の人材開発	0.00	0.00	3.50	0.00	0.00	0.00	3.50	0.00
水資源保護	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.07	0.00	0.07
上水－大規模システム	0.00	10.60	0.00	38.77	0.40	0.85	0.40	50.21
下水－大規模システム	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.74	0.00	0.74
上水および下水－小規模システム	0.48	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.48	0.00
基本的な飲料水の供給	0.00	0.61	0.00	0.00	0.00	2.12	0.00	2.73
河川流域の開発	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.39	0.00	0.39
廃棄物管理／処分	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1.97	0.00	1.97
公共セクターの政策と行政運営	0.00	1.17	0.00	0.00	0.00	3.19	0.00	4.36
地方分権化と地方政府への支援	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.47	0.00	0.47
法的・司法的発展	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.01	0.00	0.01
警察	0.00	130.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	130.00
人権	0.04	0.11	0.00	0.00	0.00	0.00	0.04	0.11
女性の平等のための団体と機関	15.79	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	15.79	0.00
女性と少女に対する暴力の根絶	4.72	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	4.72	0.00
安全保障システム管理と改革	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	5.92	0.00	5.92
市民による平和構築、紛争防止と解決	0.00	0.51	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.51
地雷撤去	0.00	16.31	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	16.31
社会／福祉サービス	0.09	0.09	0.00	0.00	0.42	1.06	0.51	1.15
社会的保護、福祉サービス政策、計画、行政事務	0.00	0.00	0.00	0.00	0.01	0.25	0.01	0.25
統計能力強化	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.81	0.00	0.81
運輸政策と管理運営	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.10	0.00	0.10
公共輸送サービス	0.00	1.76	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1.76
道路輸送	0.00	0.00	0.00	19.10	0.00	0.19	0.00	19.29
鉄道輸送	0.00	0.00	0.00	10.90	0.00	0.04	0.00	10.94
水上輸送	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.14	0.00	0.14
航空輸送	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.22	0.00	0.22
電気通信	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.03	0.00	0.03
エネルギー政策と管理運営	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.90	0.00	0.90
発電(再生可能資源、不特定)	0.00	0.00	0.00	6.63	0.00	0.00	0.00	6.63
金融政策及び管理運営	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.09	0.00	0.09
ビジネス支援サービス及び機関	0.00	0.00	0.00	0.00	0.11	0.00	0.11	0.00
農業政策と管理運営	0.00	0.00	0.00	0.00	0.31	7.53	0.31	7.53
農業開発	0.30	0.79	0.00	0.00	0.08	16.77	0.38	17.56
農地資源	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	4.95	0.00	4.95
農業水資源	0.00	0.00	0.00	3.38	0.00	0.00	0.00	3.38
農業用投入	0.00	0.09	0.00	0.00	0.00	0.84	0.00	0.93
農作物生産	0.00	0.05	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.05
家畜	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	2.09	0.00	2.09
農業金融サービス	0.00	0.00	0.00	14.13	0.00	0.00	0.00	14.13
家畜／獣医サービス	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.11	0.00	0.11
林業政策と管理運営	0.00	0.19	0.00	0.00	0.00	2.11	0.00	2.30
林業開発	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	2.52	0.00	2.52
漁業政策と管理運営	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.10	0.00	0.10
漁業開発	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1.21	0.00	1.21
産業政策と管理運営	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1.49	0.00	1.49
中小企業(SME)発展	0.00	0.22	0.00	0.00	0.00	0.78	0.00	1.00
農産業	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1.42	0.00	1.42
繊維品、革及び代用物	0.00	0.00	0.00	0.00	1.38	0.00	1.38	0.00
鉱業／鉱山業政策と管理運営	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.07	0.00	0.07
貿易政策と管理運営	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.05	0.00	0.05
観光政策と管理運営	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.83	0.00	0.83
環境政策と管理運営	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.10	0.00	0.10
生物圏保護	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.03	0.00	0.03
生物多様性	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.18	0.00	0.18
多部門援助	0.00	0.00	0.00	19.62	0.99	0.02	0.99	19.64
都市開発と管理	0.00	0.00	0.00	26.39	0.00	0.00	0.00	26.39
地方開発	0.00	0.00	0.00	40.16	0.00	1.64	0.00	41.79
物資による救援支援とサービス	0.00	5.30	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	5.30
緊急食糧援助	0.00	85.37	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	85.37
救援調整、保護及び支援サービス	0.55	158.22	0.00	0.00	0.00	0.00	0.55	158.22
復興救援と復旧	0.00	0.00	0.00	29.80	0.00	0.00	0.00	29.80
防災	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	2.65	0.00	2.65
セクター不特定	0.00	3.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	3.00
合計	24.78	435.94	17.99	260.67	11.51	91.16	54.28	787.77

### 3. 女性・平和・安全保障に関する行動計画 評価委員

委員長	目黒依子	上智大学名誉教授
委員	秋月弘子	亜細亜大学国際関係学部教授
	池田恵子	静岡大学教育学部教授・同防災総合センター兼任教員 減災と男女共同参画研修推進センター共同代表
	石井宏明	認定 NPO 法人難民支援協会常任理事 一橋大学国際・公共政策大学院非常勤講師
	石井美恵子	国際医療福祉大学大学院災害医療分野教授
	大崎麻子	関西学院大学総合政策学部客員教授
	久保田真紀子	JICA 国際協力専門員
	佐藤文香	一橋大学大学院社会学研究科教授
	瀬谷ルミ子	認定 NPO 法人日本紛争予防センター理事長 JCCP M 株式会社取締役
	山谷清志	同志社大学政策学部教授